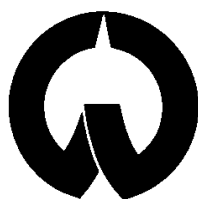


八百津町地域防災計画



令和4年1月改訂

八百津町防災会議

第1章 総 則	1
第1節 地域防災計画の目的及び性質等	2
第1項 計画の目的	2
第2項 計画の内容	2
第3項 計画の構成	3
第4項 想定する災害	4
第5項 計画の修正	4
第6項 他計画との調整	4
第2節 地域防災計画の策定方針	5
第1項 計画の基本方針	5
第3節 町・関係機関の業務大綱及び町民・事業所等の役割	6
第1項 町・関係機関の業務大綱	6
第2項 実施責任	7
第3項 町民・自主防災組織・事業所の役割	8
第4節 町の特質と災害要因	10
第1項 八百津町の概況	10
第2項 社会的条件	12
第3項 考慮すべき災害特性	15
第5節 大規模地震に対する対応	20
第1項 東海地震に対する対応	20
第2項 南海トラフ地震への対応	21
第6節 放射性物質・原子力災害への対応	22
第1項 八百津町としての対応	22
第2項 対応内容	23
第2章 災害予防	24
第1節 防災協働社会の形成推進	25
第1項 基本方針	25
第2項 推進体制	25
第2節 防災業務施設・設備等の整備	27
第1項 気象等観測施設・設備等	27
第2項 消防施設・設備等	27
第3項 防災施設・設備等	27
第4項 通信施設・設備等	27
第5項 水防施設・設備等	27
第6項 救助施設・設備等	28
第7項 災害対策本部施設・整備	28
第8項 迅速な参集体制の整備	28

第9項 防災拠点施設の整備	28
第10項 複合災害対策	29
第11項 その他施設・設備等	29
第12項 監視施設・機器等の整備	29
第3節 防災思想・防災知識の普及	30
第1項 方針	30
第2項 町民に対する普及	30
第3項 児童生徒等に対する普及・職員に対する防災教育	30
第4項 災害伝承	31
第5項 企業防災の推進	31
第6項 防災訓練への積極的参加	31
第4節 防災訓練	33
第1項 方針	33
第2項 水防訓練等	33
第3項 消防訓練	33
第4項 避難・救助訓練	34
第5項 総合防災訓練	34
第5節 自主防災組織の育成と強化	35
第1項 自主防災組織の整備	35
第2項 活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備	35
第3項 リーダーの養成	35
第4項 男女参画に配慮した防災組織	35
第6節 ボランティア活動の環境整備	36
第1項 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり	36
第2項 ボランティア活動の推進	36
第7節 広域的な応援体制の整備	37
第1項 応急活動体制の整備・強化	37
第2項 相互協力体制の整備・強化	37
第3項 防災資機材等の確保	37
第8節 緊急輸送網の整備	38
第1項 緊急輸送道路の指定・整備	38
第2項 地域内輸送拠点の設置	38
第3項 緊急通行車両の周知・普及	38
第9節 防災通信設備等の整備	39
第1項 情報・通信体制の整備	39
第2項 災害広報体制の整備	39
第3項 八百津町防災行政無線施設の活用	39
第4項 緊急時の岐阜県防災行政無線の活用	40
第5項 災害時の協力体制の強化	40
第6項 情報システムの高度化	40

第 1 0 節 火災予防対策	41
第 1 項 消防体制の整備	41
第 2 項 消防施設	41
第 1 1 節 水害予防対策	42
第 1 2 節 雪害予防対策	42
第 1 項 方針	42
第 2 項 想定される被害	42
第 3 項 冬期対策の充実	43
第 4 項 孤立対策	43
第 1 3 節 渇水等予防対策	43
第 1 4 節 観光施設等予防対策	43
第 1 5 節 孤立地域防止対策	43
第 1 6 節 避難対策	44
第 1 項 避難計画の策定	44
第 2 項 広域避難の調整	44
第 3 項 避難場所・避難所	44
第 4 項 指定緊急避難場所の指定	45
第 5 項 指定避難所の指定	45
第 6 項 避難路及び避難先の指定	45
第 7 項 避難指示等の基準の策定・避難勧告等の助言にかかる連絡体制	46
第 8 項 浸水想定区域における避難確保のための措置	46
第 9 項 土砂災害等に対する町民の警戒避難体制	47
第 1 0 項 避難に関する広報	47
第 1 1 項 帰宅困難者対策	47
第 1 7 節 必需物資の確保対策	47
第 1 項 食料、飲料水、生活必需品の確保	47
第 2 項 燃料供給体制の整備	48
第 3 項 緊急輸送拠点・輸送体制の整備	48
第 1 8 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	48
第 1 項 方針	48
第 2 項 地域ぐるみの支援体制づくり	48
第 3 項 避難行動要支援者名簿等の作成	49
第 4 項 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施	49
第 5 項 外国人等に対する防災対策	49
第 6 項 その他要配慮者への対応	50
第 1 9 節 応急住宅対策	50
第 1 項 住宅供給・補修体制の整備	50
第 2 項 建築基準法	50

第20節 医療救護体制の整備	51
第1項 医療・助産救護体制の確立	51
第2項 地震災害等医療（助産）救護計画の策定	51
第3項 広域災害・災害医療情報システムの整備	51
第4項 医薬品等供給体制の確立	51
第5項 災害に対応した医療の普及・啓発	51
第6項 燃料等の供給体制の整備	51
第21節 防疫対策	52
第1項 防疫予防対策	52
第2項 ごみ・がれき処理体制	52
第3項 し尿処理体制	52
第22節 河川防災対策	52
第23節 砂防対策	52
第1項 総合的な土砂災害対策	52
第2項 砂防事業	53
第3項 地すべり対策事業	53
第4項 急傾斜地崩壊防止対策事業	53
第5項 林野保全対策	53
第6項 治山事業	53
第24節 農地防災対策・防災営農対策	54
第1項 防災ダム事業	54
第2項 老朽ため池対策事業	54
第3項 農地防災	54
第25節 建築物災害予防対策	54
第1項 まちの不燃化・耐震化	54
第2項 地盤の液状化対策	55
第3項 災害危険区域の防災事業の推進	56
第26節 ライフライン施設対策	56
第1項 上水道施設	56
第2項 下水道施設	56
第3項 電気施設	56
第4項 輸送施設	56
第5項 通信施設	56
第6項 放送施設	57
第7項 代替機能の確保	57
第27節 文教対策	57
第1項 教育機関等	57
第2項 文化財	58

第 2 8 節 行政機関の業務継続体制の整備	58
第 1 項 業務継続計画の策定.....	58
第 2 項 業務継続のための基盤整備.....	58
第 3 項 データのバックアップ.....	58
第 4 項 耐震対策.....	59
第 2 9 節 企業防災の促進	59
第 1 項 企業の取り組み.....	59
第 2 項 企業防災の促進のための取り組み.....	59
第 3 項 事業所等の自衛防災組織の整備・強化.....	59
第 3 0 節 防災対策に関する調査研究	60
第 1 項 防災に関する調査・情報収集.....	60
第 2 項 震災に関する調査研究.....	60
第 3 項 対策.....	60
第 3 1 節 その他災害対策	61
第 1 項 航空災害.....	61
第 2 項 道路災害.....	61
第 3 項 放射性物質災害.....	61
第 4 項 危険物等保安.....	62
第 5 項 林野火災.....	62
第 6 項 大規模な火事災害.....	63
第 3 章 災害警戒・対策	64
第 1 節 活動体制	65
第 1 項 活動体制.....	65
第 2 項 災害対策要員の確保.....	66
第 3 項 応急資機材等の確保.....	67
第 2 節 ボランティア活動支援	67
第 1 項 ボランティアの活動対象.....	67
第 2 項 専門ボランティアの支援.....	68
第 3 項 一般ボランティアの支援.....	68
第 3 節 自衛隊災害派遣要請	69
第 4 節 災害応援要請	69
第 1 項 広域的な応援.....	69
第 2 項 消防活動に関する応援要請.....	69
第 5 節 交通応急対策	70
第 6 節 通信の確保	71
第 7 節 警報・注意報・情報等の受理伝達	71
第 1 項 警報等の把握.....	71
第 2 項 警報等の伝達.....	71

第 8 節 災害情報の収集・伝達	72
第 1 項 情報の収集・報告	72
第 2 項 情報の共有化	72
第 9 節 災害広報	72
第 1 項 災害情報等の広報	72
第 2 項 報道機関に対する情報発表	73
第 3 項 被災者への広報の配慮	73
第 10 節 消防・救急・救助対策	73
第 1 項 出動計画	73
第 2 項 自主防災組織の役割	73
第 3 項 相互応援計画	73
第 4 項 惨事ストレス対策	74
第 5 項 被災者の救出・搬送	74
第 6 項 発見者の通報	74
第 7 項 応援要請	74
第 8 項 機関相互の連絡	74
第 11 節 水防対策	75
第 1 項 警報等への対応	75
第 2 項 出動要請	75
第 3 項 非常警戒	75
第 4 項 河川施設の応急復旧	75
第 12 節 土砂災害対策（建設部、総務部）	76
第 1 項 大雨に伴う警戒	76
第 2 項 地震発生後の警戒	76
第 13 節 雪害対策	76
第 1 項 積雪観測所	76
第 2 項 道路の除雪	76
第 3 項 雪崩対策	76
第 4 項 孤立地域対策	77
第 14 節 県防災ヘリコプターの活用	77
第 15 節 孤立地域対策	77
第 16 節 災害救助法の適用	77
第 17 節 避難対策	78
第 1 項 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示	78
第 2 項 情報の収集・伝達・周知徹底	78
第 3 項 避難所の開設	79
第 4 項 指定避難所の運営体制	79
第 5 項 良好な生活環境の確保	79
第 6 項 指定避難所の早期解消	80
第 7 項 町外への広域避難	80

第 1 8 節 食料・水・生活必需品の供給	80
第 1 項 食料供給活動.....	80
第 2 項 給水活動.....	81
第 3 項 生活必需品供給活動.....	81
第 1 9 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	81
第 1 項 在宅の要配慮者対策.....	81
第 2 項 社会福祉施設における対策.....	82
第 3 項 外国人対策.....	82
第 2 0 節 帰宅困難者対策	82
第 2 1 節 応急住宅対策	82
第 1 項 建築物.....	82
第 2 項 宅地等.....	83
第 3 項 住宅対策.....	83
第 4 項 応急仮設住宅の建設.....	83
第 5 項 住宅の応急修理・障害物除去.....	83
第 6 項 応急住宅の管理.....	83
第 2 2 節 医療・救護活動	84
第 2 3 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬	85
第 2 4 節 防疫・食品衛生活動	85
第 1 項 防疫活動.....	85
第 2 項 食品衛生活動.....	85
第 2 5 節 保健活動・精神保健	86
第 2 6 節 清掃活動	86
第 1 項 廃棄物.....	86
第 2 項 し尿処理.....	86
第 2 7 節 愛玩動物等の救援	87
第 2 8 節 災害義援金品の募集配分	87
第 2 9 節 産業応急対策	87
第 1 項 観光客等の応急対策.....	87
第 2 項 農作物の応急対策.....	87
第 3 項 畜産の応急対策.....	87
第 4 項 林地・林産物等の応急対策.....	88
第 5 項 干害応急対策.....	88
第 3 0 節 公共施設の応急対策	88
第 3 1 節 ライフライン施設の応急対策	88
第 1 項 上水道施設.....	88
第 2 項 下水道施設.....	89
第 3 項 電力施設（中部電力株式会社）.....	89
第 3 2 節 文教災害対策	89
第 1 項 文教施設等の応急対策.....	89
第 2 項 応急教育.....	89
第 3 項 児童・生徒の安全確保・保護.....	90

第4項 文化財	90
第5項 学用品	90
第33節 その他災害対策	91
第1項 航空災害	91
第2項 道路災害	91
第3項 放射性物質災害	91
第4項 危険物等災害	92
第5項 林野火災	92
第6項 大規模な火事災害	92
第7項 防犯対策（防災安全部、加茂警察署）	92

第4章 災害復旧・復興 93

第1節 復旧・復興体制の整備	94
第1項 復旧計画の策定	94
第2項 計画推進のための人員の確保	94
第2節 公共施設災害復旧事業	94
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	95
第1項 公共土木施設の復旧	95
第2項 激甚災害に関する対応計画	95
第4節 被災者の生活確保	95
第1項 生活支援（総務部、町民部、健康福祉部、教育部）	95
第2項 罹災証明書の交付	96
第3項 被災者生活の再建支援	96
第4項 住宅復旧（建設部、健康福祉部）	97
第5節 被災中小企業の振興	97
第6節 農林漁業関係者への融資	97

第1章 総則

はじめに

平成22年7月の集中豪雨により、八百津町野上地区では土石流により3名の尊い人命が失われました。また、東日本大震災では、我が国の観測史上最大のマグニチュード(M9.0)の東北地方太平洋沖地震と巨大津波により2万人近い方が死者、行方不明者として報告されています。

八百津町地域防災計画は、上記の様な状況を踏まえ、八百津町において発生の可能性がある災害に備えるとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確に対応するため、災害予防、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興に関する事項を取りまとめたものです。そうした計画や活動に即応していくためには、町及び関係機関等が相互に有機的連携を図るとともに、町民の協力のもと、総合的かつ一体的な防災体制を確立していく必要があります。

以上のような観点から、今回の改訂に当っては、八百津町や関係機関の職員に加えて、町民や町内に立地する事業所の方々も広く計画書の読者として想定することとし、掲載内容については、簡潔な記述や平易な表現を心がけました。

町及び関係機関をはじめ、防災活動で中心的役割を果たす方々は、本計画書を通読して多岐にわたる災害対応の枠組みや全体像を理解・把握するとともに、日常的かつ計画的に防災・減災対策の推進を図ったり、訓練を繰り返し実施したりすることにより、災害時にリーダーシップを発揮して迅速かつ的確に対応することが強く求められています。具体的な対応や基準、個別の活動内容は資料集に取りまとめているので、併せて参照してください。

また、災害被害を最小限に抑えるためには、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」という意識のもと、町民自らが常日頃から災害に対する備えを充実させ、地域全体の防災力を高めておくことが不可欠です。

町民や事業者の方々におかれましては、本計画書に示される防災計画や災害時の行政の対応を理解頂いた上で、それぞれの役割や責務を自覚し、災害に対する具体的な対策を家庭や事業所、地域において検討頂ければ幸いです。

第1節 地域防災計画の目的及び性質等

第1項 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び八百津町防災会議条例（昭和37年12月22日条例第9号）第2条の規定に基づいて、八百津町防災会議が作成したものです。八百津町地域における災害予防、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興に関する事項を定めるとともに、それらの防災に関わる活動を総合的かつ計画的に推進することを通じて、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。また、本計画を効果的に活用することを通じて、町民や来訪者の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚と努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を目指します。

◇八百津町防災会議条例（昭和37年12月22日、条例第9号） 資料編 S1-1-01-01

第2項 計画の内容

本計画は、県、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものです。

防災業務の実施責任は、防災関係機関がそれぞれの立場において有するものであり、平素から研究、訓練、研修を行うなどして計画の習熟に努めるとともに、町民に対して計画の周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとします。

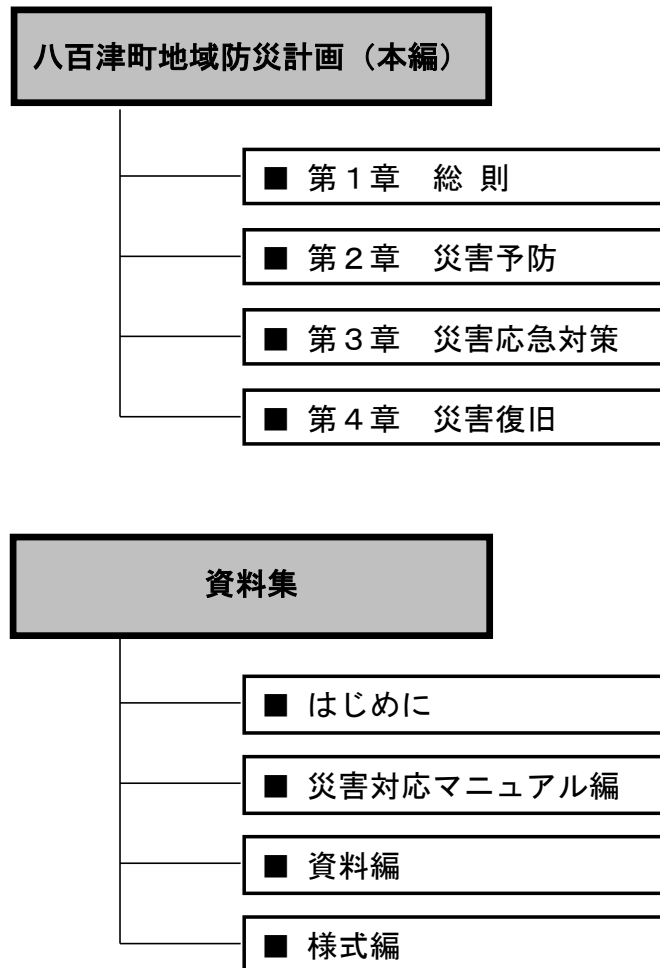
本計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）及び令和2年度に策定された国土強靱化のための5カ年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化深化を踏まえ、「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「岐阜県強靱化計画」を指針とし、次の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図ります。

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

第3項 計画の構成

本計画書の構成は、以下に示す通りです。「第1章 総則」「第2章 災害予防」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害復旧」からなる本編と資料集から構成されています。

八百津町地域防災計画の構成



第4項 想定する災害

本計画において想定した主な災害は、以下のとおりです。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する「複合災害」の可能性にも留意します。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 豪雪による災害
- (4) 航空機事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 原子力事故による災害
- (7) 危険物の爆発等による災害
- (8) 可燃性ガス
- (9) 有毒性ガス
- (10) 林野火災
- (11) 大規模な火災
- (12) 地震（東海地震、南海トラフ地震を含む）
- (13) その他特殊災害

第5項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、国の防災基本計画、県の地域防災計画に修正があった場合、町の組織・体制に変更があった場合等、計画の前提条件に大きな変化があった場合など、必要に応じて修正するものとします。また、修正を行った場合は、その要旨を公表するものとします。

第6項 他計画との調整

計画の策定に当っては、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画、岐阜県地域防災計画との整合を図っています。また、計画を修正した場合は、岐阜県知事に速やかに報告するものとします。

第2節 地域防災計画の策定方針

第1項 計画の基本方針

本計画では、以下の内容を基本方針とします。

- 災害予防、災害警戒・対策（警戒、避難、消火、救難、救助、衛生等）、災害復旧・復興について、事項別に計画を策定します。
- 八百津町、関係機関、町民・事業所が担うべき役割や義務、連携・協力のあり方について、その基本指針を示します。
- 要配慮者*に対する優先的な救援・救助対策をはじめ、特殊な配慮が必要な対策についても、その内容を示します。

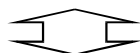
* 要配慮者：高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等

第3節 町・関係機関の業務大綱及び町民・事業所等の役割

第1項 町・関係機関の業務大綱

町及び関係機関の業務大綱は、以下の通りです。災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策に関わる業務は、八百津町を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

八百津町



連携・協力

消防機関	可茂消防事務組合消防本部，八百津町消防団
県の機関	可茂土木事務所、可茂県事務所、加茂警察署、可茂保健所、中濃建築事務所、可茂農林事務所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所、東海農政局岐阜拠点、岐阜地方气象台、中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、新丸山ダム工事事務所及び丸山ダム管理支所）
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊（岐阜基地、小牧基地）
指定公共機関	西日本電信電話（株）岐阜支店、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ東海、KDDI（株）、日本赤十字社岐阜県支部（八百津町分区）、中部電力パワーグリッド（株）加茂営業所、関西電力（株）（丸山ダム）、日本放送協会岐阜放送局、日本郵政グループ東海支社（八百津郵便局、久田見郵便局、和知郵便局、潮南郵便局、福地簡易郵便局）
指定地方公共機関	（社）岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）日本水道協会岐阜県支部，岐阜県下水道協会
公共的団体等	加茂医師会，加茂歯科医師会、岐阜県薬剤師会加茂支部、八百津町農業委員会、八百津町農事改良組合、めぐみの農業協同組合（八百津支店、和知支店、久田見支店）、八百津町森林組合、八百津町社会福祉協議会、八百津町商工会、八百津町建設残土利用協議会、可茂衛生施設利用組合、可茂建設業協会、岐阜県建築工業会、中部ケーブルネットワーク（株）

第2項 実施責任

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が行う防災に関する事務又は業務を援助し、活動の総合調整を行います。

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力・連携し、必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとします。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとします。

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施します。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとします。

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、町民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとします。

第3項 町民・自主防災組織・事業所の役割

大規模な災害が起こった場合、また、その規模が大きければ大きいほど、役場や消防、警察等の行政機関（公助）だけで、災害時の応急対応や全ての救助活動を実施するのは難しくなります。八百津町は職員数が159名で、役場の態勢が比較的小規模であることから、その対応にも自ずと限界があります。公助の核となる行政機関・施設が被災する可能性もあり、道路網の寸断や通信手段の支障等により、外部からの救助・支援も遅れがちになる場合もあると考えられます。

こうした非常時においては、公的な救助・支援を待つのではなく、町民自らの自主的行動による救急・救助・消火や避難等の活動が不可欠です。災害時の被害を減らすためには、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、常日頃から災害に備えるとともに、地域全体の防災力を高めておくことが重要となります。また、平素から近隣と互いにコミュニケーションを図ったり、町内会や自治会を母体として、共助の核となる自主防災組織を確立したりすることにより、いつでも助け合える体制を整備しておくことが大切です。八百津町では、定期的な防災訓練や防災知識の普及・啓蒙のほか、自主防災組織が訓練等を実施する場合に、その経費を助成する『八百津町モデル自主防災組織活動支援事業』を行う等、積極的に支援を行っています。

町内に立地する事業所は、地域を構成する一員であるという意識をもち、防災対策に積極的に取り組んだり、防災・消防組織を整備したりすることが重要となります。また、町あるいは地域内の施設、地域の自主防災組織との情報連絡体制を確立し、密接な連携のもと、防災活動が効果的かつ組織的に実施できるようにしておくことも大切です。さらに、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定を通じて、災害で被害を受けた場合においても、重要な事業の継続や早期復旧が可能となるような方策を検討し、企業としての社会的責任を果たしていくことも求められます。

町民・自主防災組織・事業所に求められる役割

	平常時	災害発生時
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋、塀・石垣等の耐震補強 ●家具等の転倒防止対策 ●家庭防災会議の開催による避難場所・経路、家族間での連絡方法、集合場所の確認 ●避難時の非常持出品の用意と置き場所の確認 ●食料・飲料等の備蓄(最低3日分程度) ●防災訓練への参加や防災に関する知識の蓄積、自主防災組織への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には、まず第一に自らの命と家族の安全を自らで確保 ●気象情報・警報等に関する情報収集と早めの自主的な避難
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助による地域防災力の向上を目指す防災体制の確立 ●防災訓練や災害図上訓練の実施 ●防災講習等による防災知識の普及・啓発、過去の災害に関する伝承 ●地域内の安全点検、防災用品の備蓄 ●要配慮者への配慮 ●男女共同参画の視点を取り入れた自主防災組織の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集・伝達、避難誘導 ●初期消火、救助・救出、警戒・応急活動への協力 ●避難所の管理・運営
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続計画(BCP)の策定と計画的な防災対策の実践 ●建物・工場等の耐震補強や、事務機器・家具等の転倒防止対策 ●防災訓練、防災教育の実施 ●災害に備えた物資の備蓄 ●地域防災活動への協力や自主防災組織等との連携・役割分担・取り決め 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の従業員・利用者の安全確保や初期消火、救出 ●保有施設の安全確保及び二次被害の防止 ●警戒活動や救出、避難支援等の応急対策への協力や地域社会への貢献 ●事業継続計画(BCP)に基づく事業の早期復旧

第4節 町の特質と災害要因

第1項 八百津町の概況

(1) 位置・面積

八百津町は、濃尾平野の北端、岐阜県の東南部に位置し、市街地と農山村の両方を含む自治体です。町の北側に飛騨川、町内南部に木曾川が流れ、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接しています。県庁所在地の岐阜市からは約40km、中部経済圏の中心である名古屋市からは約45kmの距離に位置しています。町域は、東西19.8km、南北11.2kmにわたって広がり、総面積128.81km²となっています。

◇八百津町の位置・面積等

資料編 S1-4-01-01

八百津町の位置



(2) 地形・地勢

八百津町は、盆平野と木曾山脈に連なる山岳地帯からなる地域で、森林が町域の約80%を占めています。町の西部は、海拔120m前後の木曾川の河岸段丘上に住宅、農地が広がっています。西南から北東に行くに従って、平野部が丘陵地から山間地域へと変わり、町の東部では海拔500mから600mの高原に集落が点在しています。

町の北側には飛騨川、町内南部には木曾川が流れています。町内の南部を東西に流れる木曾川には、名場居川、旅足川、荒川、石川等多くの支流が流入しており、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生しています。

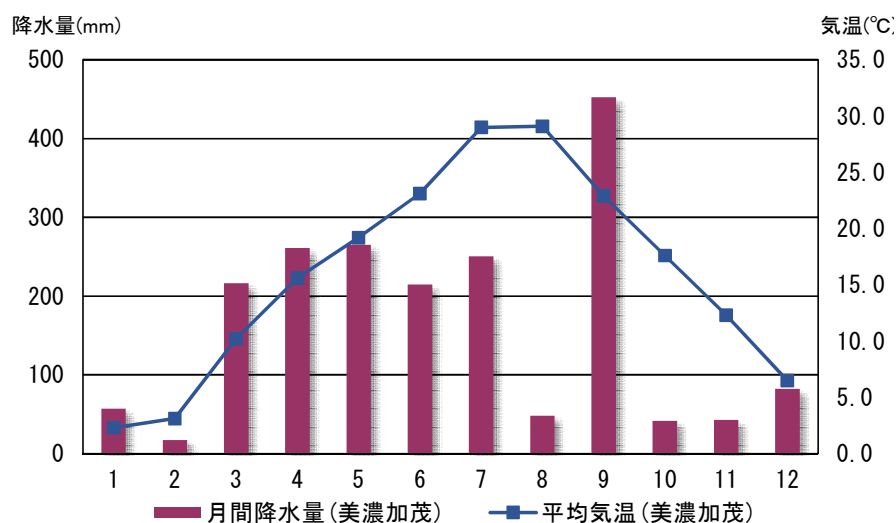
地質をみると、町の大部分は、秩父古生層という堆積岩の隆起によって形成されていますが、東部の久田見地区をはじめ一部の地域は、花崗岩地帯で形成されています。また、木曾川流域一帯は、新生代三紀層で形成されています。

(3) 気象

八百津町は、主に温暖湿潤気候に属します。2018年の気温は、最も近い美濃加茂において、年平均15.9℃と比較的温暖で、月平均気温の最高は8月の29.1℃、最低は1月の2.3℃でした。ただし、町東部地域の山間部（久田見、福地、潮南地区）は、やや内陸型の気候を示し、気温がかなり低くなります。

2018年の年間降水量は1,948mm、最高月降水量は452mm（9月）、最低月降水量は17.0mm（2月）と岐阜県内においても降水量・降雪量が比較的少ない地域ですが、6～9月にかけての暖候期には、しばしば大雨が襲来することがあります。

月間降水量と平均気温（2018年）



出典：気象庁ウェブサイト

第2項 社会的条件

(1) 人口

人口は、平成31年4月1日現在、10,958人（男性5,303人、女性5,655人）、世帯数は4,309戸となっています。直近3回の国勢調査人口（総人口）をみると、平成17年が12,935人、平成22年が12,045人、平成27年が11,027人となっており、10年間で1,908人減少しています。

今後もこの傾向は継続すると考えられると同時に、老年人口比率の増加も予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっています。

人口の推移

(単位:人、%、世帯、人/世帯)

項目	年	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	H27-H17
総人口		12,935	12,045	11,027	-1,908
年少人口 (14歳以下)		1,600 (12.4%)	1,393 (11.6%)	1,146 (10.4%)	-454 (-2.0%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)		7,448 (57.6%)	6,736 (55.9%)	5,839 (53.0%)	-1,609 (-4.6%)
老年人口 (65歳以上)		3,887 (30.1%)	3,916 (32.5%)	4,042 (36.7%)	155 -6.6%
世帯数		4,052	3,999	3892	-160
一世帯当人員		3.19	3.01	2.83	-0.36

出典：『第5次八百津町総合計画』抜粋・加筆（八百津町、平成29年3月）

(2) 交通

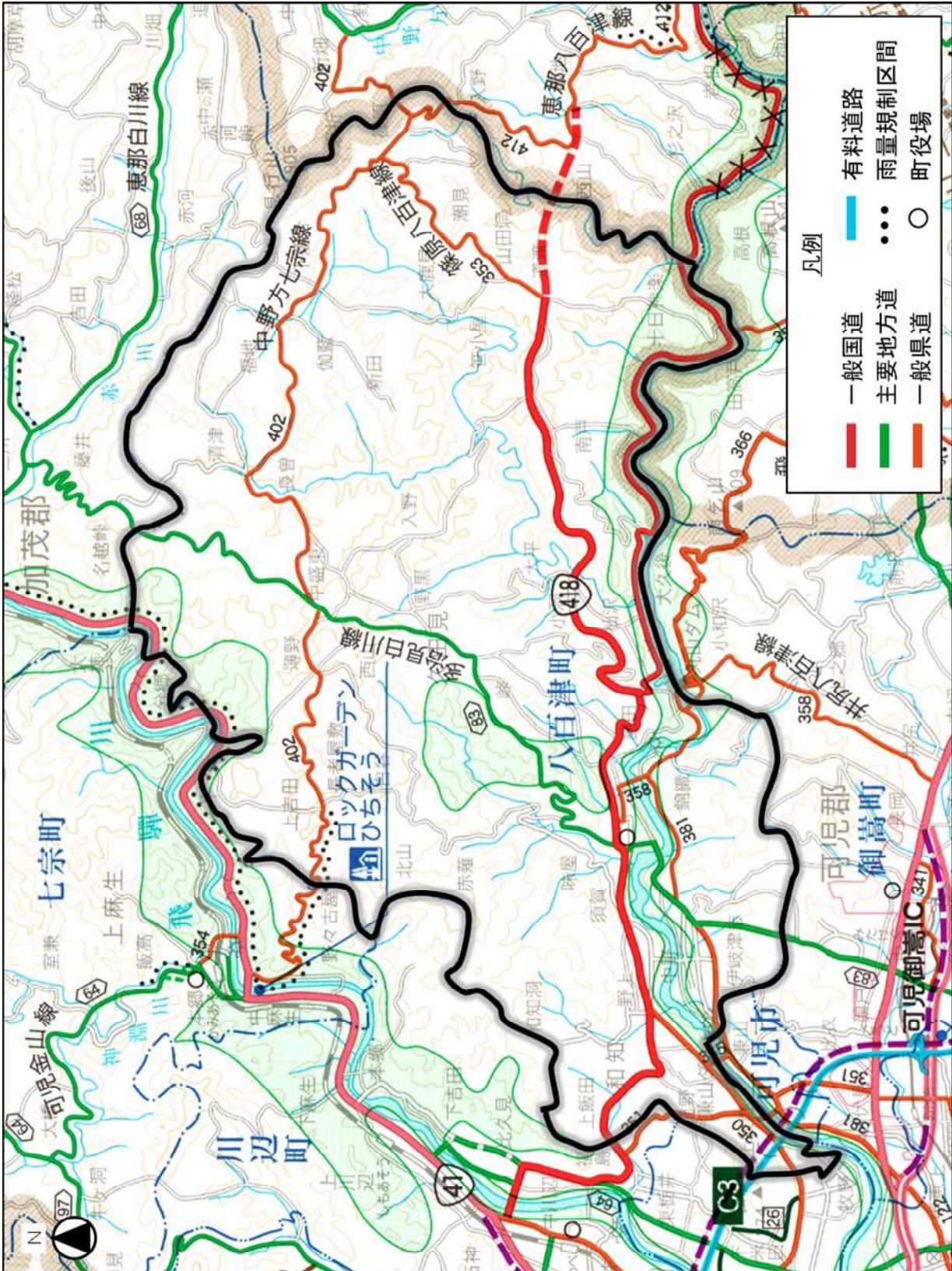
①道路

- ・高規格幹線道路としては、八百津町の西端を東海環状自動車道が通過しており、最も近い可児御嵩ICまで県道83号、やおつトンネル経由で約20分となっています。また、中央自動車道の土岐ICまでは国道21号、御嵩町経由で約40分、多治見ICまでは国道248号、可児市経由で約40分となっています。
- ・広域幹線道路としては、一般国道418号があげられ、八百津町の道路網の骨格となっています。木曾川沿いを東西に走り、東は恵那市方面、西は川辺町、美濃加茂市方面を結んでいます。平成31年4月現在、潮見地内から恵那市を結ぶバイパスの建設が進んでいます。
- ・一方、南北軸を形成しているのは主要地方道多治見白川線で、南は可児市、御嵩町方面、北は白川町方面を結んでいます。これらの道路網は、災害発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割を持っていることから、そうした機能にも対応できる整備が求められています。

②地域内アクセス

- ・八百津町は、木曾川によって南北方向のアクセスが分断されているため、木曾川に架けられた稲葉橋、八百津橋、八百津大橋、蘇水峡橋、小和沢橋等の橋梁が南北軸の要として重要な役割を果しています。これらの橋梁について、適切に維持・管理を行います。

八百津町の道路網



出典：岐阜県総合道路地図（平成31年）

第3項 考慮すべき災害特性

(1) 風水害

八百津町は、木曾川をはじめ、木曾川に流入する多数の支流の流域に位置しているため、これまでも台風や集中豪雨に伴う悪条件が重なると、風水害による被害が発生しています。

代表的なものとしては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風があげられます。死者2人、負傷者13人、家屋等の全壊78戸、半壊486戸、床下浸水120戸という甚大な被害を被り、災害救助法が適用されました。昭和36年(1961年)の台風18号(第2室戸台風)においても、家屋等の半壊81戸という大きな被害が出ています。また、昭和58年(1983年)の9.28災害では、集中豪雨によって木曾川が増水し、家屋等の全壊・半壊各1戸、床上浸水17戸、床下浸水12戸のほか、錦織つり橋の流出や木曾川護岸の破壊等の被害に見舞われました。これ以外にも、昭和43年(1968年)、昭和51年(1976年)、平成11年(1999年)にも台風・豪雨に起因する水害によって、床上・床下浸水の被害が発生しています。

◇八百津町の災害履歴

資料編 S1-4-03-01

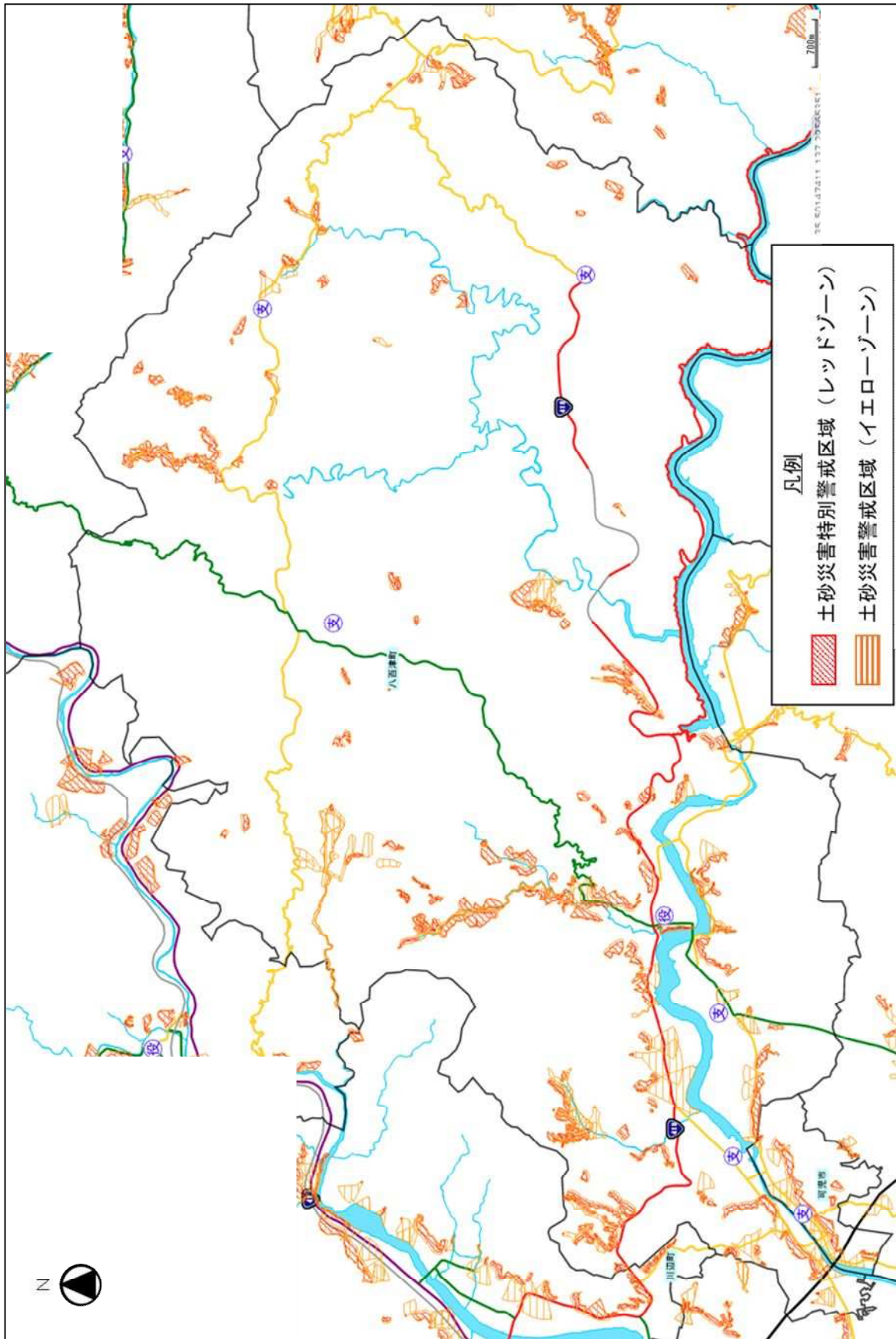
(2) 土砂災害

八百津町においては、地形・地質的特徴から、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、傾斜地が崩壊したり、土石流が発生したりする可能性があります。

記憶に新しいところでは、平成22年(2010年)7月15日、約5時間で250mm前後という梅雨前線による局地的豪雨によって町内野上地区において土石流が発生、死者3人という被害に見舞われました。加えて、河川の氾濫や住宅への浸水、がけ崩れや道路の寸断、田畑の流出・冠水等、町内全域にわたって甚大な被害が発生しました。翌23年(2011年)9月にも、台風15号によって八百津地区の裏山が崩壊し、負傷者が1人出ています。

八百津町は、町域の約8割を森林が占めていますが、適正管理された山林の減少等による森林の保水機能の低下により、短時間の豪雨でも急激な増水や水害、土砂災害の危険が生じるようになったともいわれています。今後も上記のような災害が発生する可能性は否定できず、適切な対策を講じていくことが求められています。

土砂災害(特別)警戒区域



出典：岐阜県域統合型GIS

(3) 地震災害

①海溝型地震

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれます。近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、東海地震・東南海地震・南海地震の震源域において繰り返し大規模な地震が発生しています。しかし、約65年前からは、東南海地震・南海地震の震源域でしか地震が発生していません。とりわけ東海地震の震源域については、前回発生（1854年安政東海地震）して以来、既に150年が経過しているため、その地域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

八百津町については、南海トラフ巨大地震においては、最大震度6弱の揺れ（参考：岐阜県防災課「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」、平成25年2月9日発表）があると予測されています。

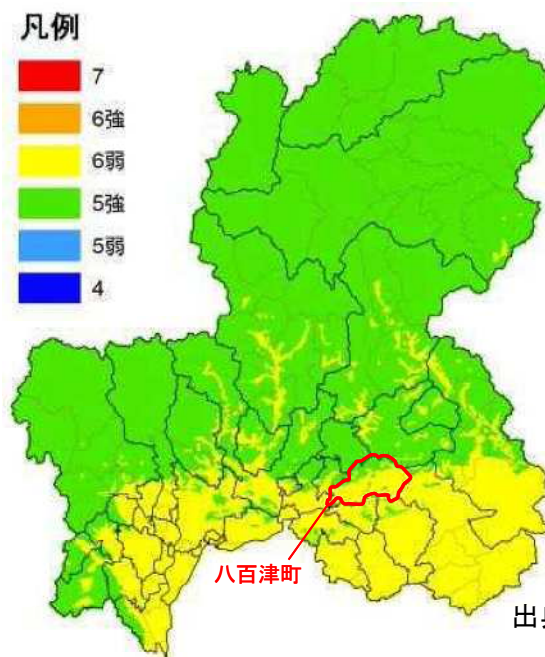
◇南海トラフ地震等被害想定(八百津町)

資料編 S1-4-03-02

◇南海トラフ地震に関連する情報

資料編 S1-4-03-03

南海トラフ巨大地震震度分布図



②内陸型地震

活断層が原因の内陸直下型地震は、断層型地震と呼ばれます。岐阜県は、全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれています。内陸直下型地震の原因となる活断層は大小あわせて約100本が確認されています。

八百津町周辺にも、阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在しています。天正地震（天正13年(1586年)）、濃尾地震（明治24年(1891年)）等、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっており、これらの活断層に起因する地震が発生する可能性があります。

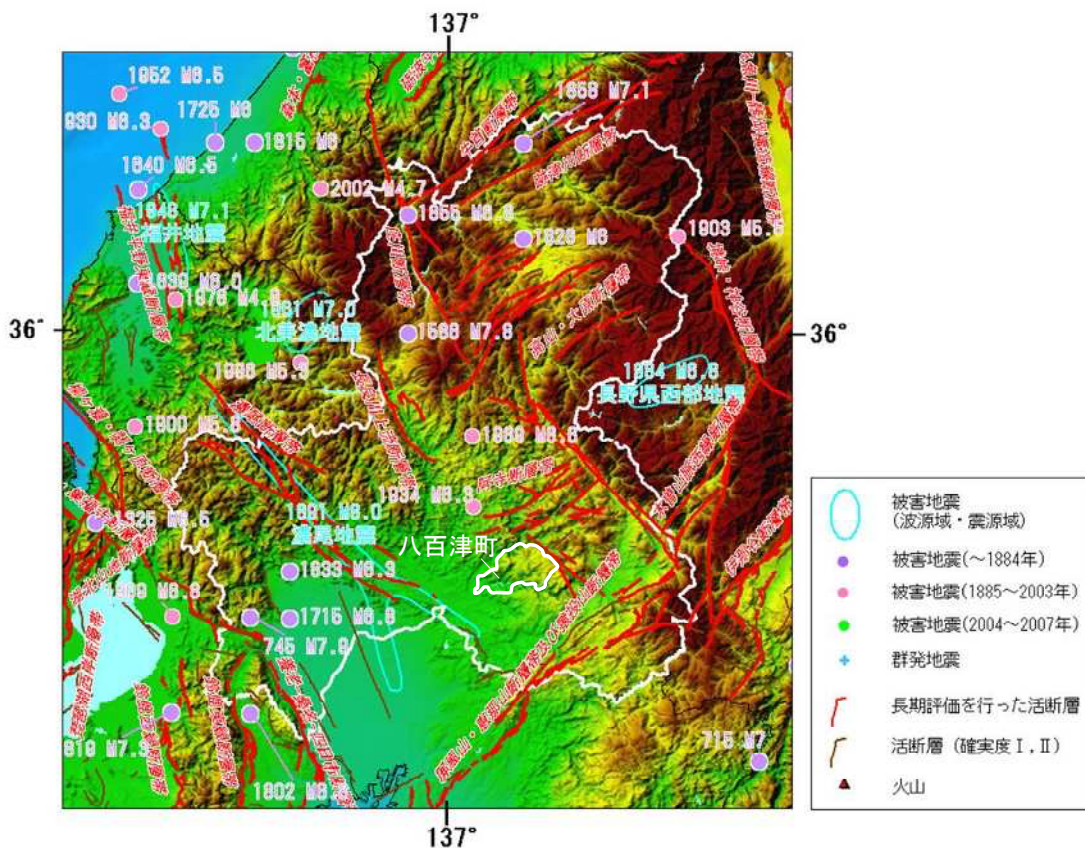
なお、八百津町に最も近い阿寺断層帯では、震度6弱の揺れ（参考：岐阜県防災課「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」、平成31年2月19日発表）があると想定されています。また、その他県内の主要断層帯において内陸直下地震が発生した場合も震度5弱～6弱の揺れが想定されています。

活断層は全てが確認されている訳ではありません。八百津町直下に、まだ確認されていない活断層があり、それが原因で地震が起こる可能性がないとはいえません。また、『八百津町地震防災マップ』（八百津町、平成20年2月）は直下型地震(M6.9)を想定して作成されており、川沿いや谷あいの低地部の広い範囲で震度6弱の揺れがあると予想されています。

③より遠距離で発生する大規模地震の影響

遠方で発生した地震であっても、その地震の規模が大きいと、何らかの影響が生じる可能性があるため注意が必要です。平成7年(1995年)1月17日に発生した兵庫県南部地震(M7.3)では、震源地から約200km離れた八百津町で震度4となりました。また、平成23年(2011年)3月11日の東北地方太平洋沖地震(M9.0)においては、震源から約600kmの距離があるにも関わらず、八百津町で震度2を記録しています。

岐阜県の主な被害地震と活断層



出典：地震動予測地図ウェブサイト全国版
 (地震調査研究推進本部ウェブサイト)

(4) 雪害

平野部の積雪はあまり多くありませんが、山間部はほぼ毎年15～20cmの積雪があります。福地、潮南地区は、降雪が寒さのために凍結することがあり、2月から3月にかけての数日間、交通に支障をきたす場合があります。しかし、雪崩等による家屋の倒壊や埋没等、直接的な雪害の危険は大きくありません。

(5) 火災

八百津地区及び久田見地区内は、家屋が密集し、危険物販売所等の施設もあるため、強風時や大地震時において大火となる恐れがあります。山間部については家屋の密集度は低いものの、消防水利の不足や他地区からの応援に時間を要するといった理由により、大火災となる場合が考えられます。

八百津町は、森林が約8割を占めています。特に初春は空気が乾燥しているとともに、枯れ草も多く、暖くなるに従って入山者が増えることにより、山火事が発生する危険性が高まるため注意が必要です。

(6) その他

八百津町には、多目的ダムとしては日本国内最大規模の丸山ダムが立地しています。さらに、現在、その丸山ダムの機能を維持しながら、ダム自体の嵩上げを行なうという最新工法によって新丸山ダムの建設が進められています。しかし、大規模ダムであり、大規模地震によってダムが決壊した場合等には、大被害が発生する可能性があるため、防災対策を講じていく必要があります。

第5節 大規模地震に対する対応**第1項 東海地震に対する対応**

東海地震については、昭和53年6月に制定された『大規模地震対策特別措置法』（昭和53年6月15日法律第73号）に基づき、大規模地震の発生が予想され、地震防災応急対策を実施する緊急の必要性があると認められる場合、内閣総理大臣が警戒宣言を発令することになります。

東海地震に関連する情報と発表基準は、以下の通りです。異常の発生状況に応じて「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」「東海地震に関する調査情報」の3種類があります。各情報は、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」が決められています。

東海地震に関連する情報と発表基準**東海地震予知情報（カラーレベル 赤）**

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表されます。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表があります。

東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されません。

東海地震に関する調査情報（カラーレベル 青）

東海地震に関連する調査情報には、臨時の調査情報と定例の調査情報があります。臨時の調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表されます。その変化の原因についての調査の状況について発表があります。定例の調査情報では、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果が発表されます。

出典：気象庁ウェブサイト

(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tokai/tokai_info_transmit.html) より作成

八百津町は、東海地震が発生した際には、震度5弱～5強（参考：岐阜大学地震工学研究室、地震防災情報、中部6県域版震度・液状化危険度検索）の揺れが予想されています。そのため、八百津町地域防災計画においても、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合の対応について定めることとします。

第2項 南海トラフ地震への対応

八百津町は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度5強～6弱の揺れがあると予測されています。また、内陸型地震において、震度5弱～5強の揺れがあると予測されています（「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について」、岐阜県防災課：平成25年2月9日発表）。

こうした状況の中、八百津町は、平成14年に制定された『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』（平成14年7月26日法律第92号）（以下「南海トラフ法」）第3条第1項の規定に基づいて、平成15年に、南海トラフ地震の防災対策を推進する必要がある地域（以下「南海トラフ地震防災対策推進地域」）に指定されています。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた場合、防災業務計画において次に掲げる事項を定める必要があります（南海トラフ法第5条第1項）。

- ①避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿い想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくり滑りが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくり滑りの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとしします。

八百津町地域防災計画においては、上記事項（ただし、八百津町において該当するもの）

についても定め、当該部分を南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」)と位置づけます。

また、南海トラフ法第5条第4項によると、推進計画は、国の『南海トラフ地震防災対策推進基本計画』(中央防災会議、令和元年5月31日)を基本とすることが規定されています。そのため、推進計画の策定に当たっては、令和元年5月に改訂された基本計画及びガイドラインと岐阜県地域防災計画と整合を図りながら、今後検討を行います。

第6節 放射性物質・原子力災害への対応

第1項 八百津町としての対応

八百津町及び岐阜県には原子力事業所はありませんが、近県の原子力事業所において原子力災害が発生したり、核燃料物質運搬中の事故が起こったりして、放射性物質等が漏れ出したりすると、町民の健康・生活に直接的な影響が生じるだけでなく、地域経済活動に多大な被害をもたらす可能性があることから、放射性物質や原子力災害に対応した防災体制を確立しておく必要があります。

(1) 近県の原子力事業所での災害への対応

八百津町は、最寄りの原子力事業所からおおよそ100kmの距離にあり、国が定める「原子力災害対策指針」(平成24年10月31日策定、令和2年2月5日改定、以下「指針」という)の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。そのため「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」（平成31年3月）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点区域の区域外です。

また、同計画では、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表、同年11月追補版公表）を踏まえて原子力災害対策強化地域（原子力災害対策重点地域に準じて原子力災害対策を強化する地域）も設定されていますが、八百津町は、その区域にも含まれておりません。

しかしながら、放射性物質の拡散は原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、近県の原子力事業所で災害が発生した場合に、その影響が八百津町に及ぶ可能性は否定できません。そのため、八百津町においては、県や関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

(2) 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として「原災法*の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされています。

八百津町においては、上記を基本としながらも、その範囲を超えて拡散する可能性も想定し、事業者や国、県、関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

*原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号）

第2項 対応内容

放射性物質及び原子力災害については、災害対応の各段階において、必要に応じ、以下のような対応を追加して実施します。

(1) 災害予防

- ・原子力災害時を想定した情報収集・連絡体制の整備
- ・原子力災害時を想定した人材の育成・確保
- ・専門医療機関との連携、医療活動体制の強化
- ・放射線量等のモニタリング体制の確立
- ・原子力災害時のスクリーニング場所の指定

(2) 災害警戒・対策

- ・原子力災害対応のための体制の確立
- ・原子力災害に対応した町民等の避難誘導
- ・原子力被災者生活支援チームとの連携
- ・緊急被ばく医療措置
- ・原子力災害の特殊性を勘案した町民等への的確な情報伝達

(3) 災害復旧・復興

- ・除染作業への協力
- ・風評被害等の影響の軽減

第2章 災害予防

＜災害の予防に関する基本的方向＞

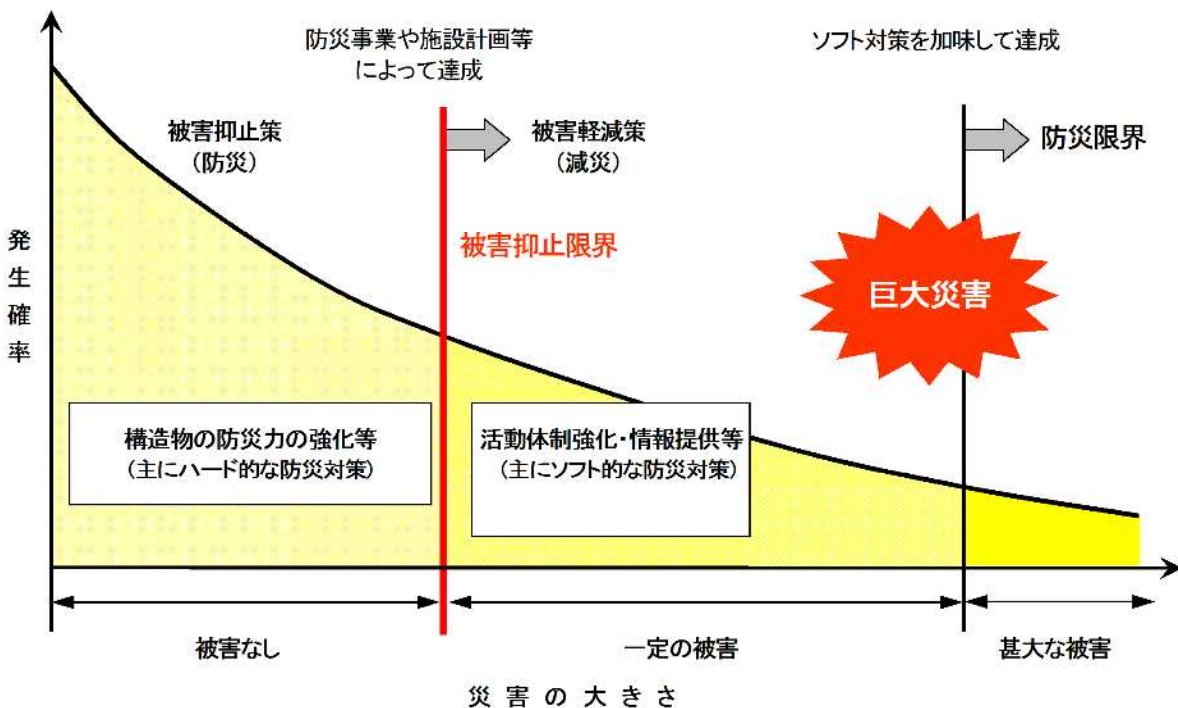
災害予防対策は、「被害を抑止するための対策」（＝防災）と「被害を軽減し、最小限に抑える対策」（＝減災）に大きく分けられます。被害抑止策には、代表的なものとして、治山・治水事業等による水害・土砂災害対策、建築物や道路・橋梁・ダム等の耐震性・耐火性の強化、日々の安全点検等が含まれます。一方の被害軽減対策としては、応急活動体制の整備・強化、防災用資機材等の購入・備蓄、防災知識の普及等があげられます。

災害がいつ発生するのか、その規模はどれくらいなのかを事前に予測するのは、事実上不可能です。そうした災害に、迅速かつ的確に、また効果的に対処していくためには、常日頃から災害予防策を積極的に講じ、防災力を高めておく必要があります。加えて、地域の防災力の最大化を図るためには、八百津町役場、関係機関、町民、事業所等が一体となり、防災・減災に対する意識をともに高め、公助に自助・共助を加味した防災・減災対策を推進していくことが極めて大切になります。

八百津町では、本災害予防編に示すようなハード対策、ソフト対策両面の様々な施策を組み合わせ、総合的な災害予防対策を推進することを通じて、町民・就業者・来訪者の生命の保護に最優先で取り組みます。

災害予防

災害予防の基本的な考え方



第1節 防災協働社会の形成推進

第1項 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があります。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進します。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ります。

自然災害・地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していく必要があります。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めます。

第2項 推進体制

(1) 減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努め、関係機関等の連携の強化を図ります。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるとともに、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮し、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図ります。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めます。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時または発生する恐れがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意します。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなります。このようなことを未然に防ぐため、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。

さらに県が国と連携して実施する、町長及び幹部職員を対象とした研修に参加し、災害対応能力の向上に努めます。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、県及び町は、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

防災上緊急に整備すべき施設（指定避難所、防災用施設、消防用施設等）等については計画を定め、災害の抑止、直接的被害・二次被害の軽減を図ります。地震対策については、『第三期岐阜県地震防災行動計画（平成28～31年度）』（岐阜県、平成29年3月）に示された施策を推進します。

第1項 気象等観測施設・設備等

町は、気象等の自然現象の観測等に必要な情報収集を行うため、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した降雨量など観測情報等を関係機関に提供します。

第2項 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の積載備品、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び点検を実施することにより有事の際の即応体制を確立します。

第3項 防災施設・設備等

町は、県及び消防防災関係機関の協力を得て、県の設定した防災ヘリコプターの緊急離着陸場及びドクターヘリの離着陸場を把握し、緊急離着陸場の機能の確保を図ります。

第4項 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ります。また、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図ります。

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。

第5項 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄します。

第6項 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を実施します。

第7項 災害対策本部施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図ります。また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図るなど、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。

第8項 迅速な参集体制の整備

災害発生時および発生する恐れがある場合に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠です。災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、職員の徒歩等による参集時間、参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。

第9項 防災拠点施設の整備

町は、大規模災害発生時の迅速な災害対策活動のため、救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点を指定します。

また、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設については、関係機関等と緊密な連携を図り、積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能や土砂災害に対する安全確保等に努めます。

- 救助活動拠点：県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点
- 地域内輸送拠点：県外や市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点
- ライフライン復旧活動拠点：電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域に

なった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

第10項 複合災害対策

町は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させます。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めます。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

第11項 その他施設・設備等

町は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討します。また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、緊急輸送道路の早期確保を図るため、ネットワーク機能の向上に努めます。

第12項 監視施設・機器等の整備

（1）気象観測施設の設置

災害に関わる気象状況を速やかに把握するために、河川情報センター、岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や、岐阜地方気象台の気象情報を活用します。

また、平成9年度より年次計画に基づいて同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、気象観測施設の充実を図るとともに、その有効利用に努めています。

（2）緊急地震速報

緊急地震速報を迅速に伝達するため、伝達体制及び通信施設・設備の充実を図ります。

（3）河川管理施設等の整備・拡充

災害等により決壊の事態が生じると町民の生命・財産等に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。

第3節 防災思想・防災知識の普及

第1項 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。そのため町は、県及び関係機関の協力のもと、広報紙やインターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進め、自助意識の高揚を図ります。この取り組みの展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着眼し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ります。また、防災に関わる各種情報やデータは、分かりやすく整理して発信し、防災対策に関わる地域の合意形成を促進します。さらに、職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進し、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図ります。特に水害・土砂災害の地リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。そのなかで、防災リーダーの育成等、自助共助の取組が適正かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。

また、広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発します。

なお、防災知識の普及にあたっては、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等)に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。さらに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するようにします。

第2項 町民に対する普及

町は、県及び防災関係機関等の協力のもと、町民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防、応急措置等の知識向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進します。

◇町民に普及啓発を図る基本的事項

資料編 S2-3-02-01

第3項 児童生徒等に対する普及・職員に対する防災教育

町は、学校における防災教育に関する指導内容の整理・体系化、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努めるとともに、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促します。

また、学校等の教育機関等の管理者は、防災指導資料の作成・配布、講習会・研究会の開

催等を通じて、関係職員の防災知識の習得ならびに技術の向上を図ります。

各学校においては、全関係職員が協力し、あらゆる機会をとらえて、児童・生徒等に対して防災知識や災害時の心得等の普及に努めます。防災知識の普及にあたっては、児童・生徒の発達段階や地域の実情等を十分考慮し、消防機関及び自主防災組織等と協力し、普及に努めます。

同時に、それぞれの地域に対しては、児童・生徒を通して、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、災害の未然防止と災害時の応急対策について周知させます。

第4項 災害伝承

町は、町民や児童・生徒等に防災知識を普及するにあたり、地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、調査結果、映像等、関連する資料を広く収集・整理し、適切に保存します。収集した資料は公開し、広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。

第5項 企業防災の推進

町は、企業の防災意識向上・防災力向上を図るため、地域コミュニティの一員として地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行います。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成を呼びかけます。

第6項 防災訓練への積極的参加

町は、県や防災関係機関等と連携し、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、町民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めます。

（1）土砂災害・水害対策

町及び関係機関は、土砂災害・水害対策等の対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害や水害対策に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たります。

（2）火災予防

火災防止及び火災による被害軽減を図るため、町民等に対して、防火知識や初期消火等一般的な消火技術の普及を図るとともに、火災に備えて消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導します。

また、自主防災組織、女性防火クラブ、官公署、会社、工場等の関係機関に対しては、消防機関が行う訓練への参加を要請し、火災予防の普及徹底や初期消火体制の確立を目指します。

さらに、高齢者が居住する住宅等を中心として住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等を通じた対策を総合的に推進します。

(3) 林野火災予防

町は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する町民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、入山者等への啓発を実施します。また、林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、標識板・立看板や防火水槽の設置に努めます。

なお、レクリエーション等で活用されている「めい想の森」、「五宝の滝」、「人道の丘」、「キリン水源の森」等については、自然景観を保持に努めるため、森林愛護・防火思想普及の場と位置づけます。

(4) 地震対策

町は、県及び防災関係機関等と連携し、地震時には町民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な啓発・教育を行います。また、町及びその他の防災関係機関等は、迅速かつ適確な地震対策の実施を図るため、防災業務に従事する職員等に対し、それぞれ必要な教育を行います。

また、町は、地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、町民に周知します。さらに、町内在住の外国人に対しては、ことばのハンディ等の特殊事情を配慮して、(公財)県国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育を行います。

(5) 原子力災害対策

町は、町民に対して、原子力防災に関わる知識の普及・啓発を図ります。また、原子力災害時の避難・屋内退避の方法等について、平素より周知・徹底に努めます。

(6) 建築物等の維持・管理

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは軽減を図るため、町民等を対象として防災知識の普及を図ります。普及事項としては、以下のものがあげられます。

- 火災、台風、地震等に対する耐性を高める住宅等の維持補修方法や補強方法（平常時、台風来襲時等を含む）
- ブロック塀の補強、建物内の家具・事務機器の固定・転倒防止策等、地震時の減災を目的とした安全対策

(7) 文化財

文化財の所有者また管理者は、毎年、関係者等に対して講習会等を開催して、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図ります。

第4節 防災訓練

第1項 方針

災害発生時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、全国火災予防運動等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努めます。

町、八百津町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、過去の教訓を踏まえて、すべての町民が災害から自らの命を守るために、町民一人一人が確実に避難できるよう訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災、地震等、各地域・施設において発生が予想される災害を具体的に想定し、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、居住地、職場、学校等において、正常性バイアスに陥らないよう、地域の災害リスクの理解の促進を図る等、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、各機関の救援活動等の連携強化にも留意します。また、災害対応業務に習熟したり、業務の課題を発見したりするための訓練にも努めます。

訓練の実施後は、その成果や課題等を取りまとめ、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させ、職員の安全確保等にも配慮しつつ災害対応の一層の能力強化・効率化を図ります。

加えて、県等が実施する広域災害等を想定した防災訓練にも、積極的に協力します。

◇訓練方法・留意点

資料編 S2-4-01-01

第2項 水防訓練等

町と消防機関は、梅雨期前等、洪水が予想される季節前の最も訓練効果の高い時期に、洪水や土砂災害のおそれのある箇所において訓練を実施します。訓練は、地域ごとに定期的に行うほか、関係団体が合同して行う訓練にも参加します。また、随時、幹部等に対しては、水防工法やその他関連する事項に関し、訓練や講習会等を実施します。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

第3項 消防訓練

町と消防機関は消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。

第4項 避難・救助訓練

町及び消防機関は、避難・救助等に携わる関係機関と連携を保ちながら、単独、または、消防等に関する訓練と併せて、避難・救助訓練を実施します。なお、学校、社会福祉施設等、収容者の人命保護のため特に避難施設の整備に努め、訓練を実施します。また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て実施するよう努めます。さらに、入所型の社会福祉施設においては、夜間を想定した避難訓練の実施に努めます。

第5項 総合防災訓練

町は、警察、消防、医療機関、教育機関、水防機関、自治会、女性防火クラブ、保育園・日本赤十字社、自衛隊等、各部門別の応急対策実施機関と合同して、毎年度1回、災害が予想される季節前等において、要員動員、気象警報等伝達、通信、避難、救助、救護、炊き出し、消防、応援職員の派遣・受入等の対策を総合して訓練を実施します。

大規模な地震災害を想定した総合防災訓練においては、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報訓練等、地震規模や被害想定を明確にし、防災関係機関、町民、事業所等の協力を得たり、シェイクアウト訓練及び訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れたりする等、より実践的な内容となるよう努めます。

（1）原子力災害を想定した訓練

町は、県と連携し、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を実施します。

（2）図上訓練

町は、消防機関、警察機関、教育機関、社会福祉施設等の協力を得て、水害、火災、地震等を想定した図上訓練（ロールプレイング式訓練）を、各年1回以上実施します。

また、町は、「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、町内会あるいは小学校区単位で町民参加による災害図上訓練(DIG：Disaster Imagination Game)を実施し、地域の災害履歴や危険箇所、要配慮者等の情報を共有したり、自治会同士の交流を深めたりします。

（3）教育機関等における訓練

教育機関等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるよう、関係職員の防災に対する心構えを確認するとともに、災害状況を想定しつつ、警報伝達、児童・生徒の避難誘導等、防災上必要な計画を立案して、訓練を実施するものとします。

（4）文化財

文化財等の所有者または管理者は、毎年、文化財防火訓練を実施するよう努めます。

第5節 自主防災組織の育成と強化

第1項 自主防災組織の整備

自治会、班、防災危険地帯等、互いに連帯感が生じる程度の日常生活の基盤を共有している地域を単位として、各地域の実情に応じた自主防災組織の育成・指導に努め、町、警察、消防団等の公的機関と町民とが一体となった防災活動を展開することによって、地域防災力の強化を図り、災害時の被害の最小化を目指します。また、町は、多様な世代が自主防災組織に参加できるよう、その環境整備に取り組みます。

第2項 活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備

町は、各自治会に1か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設（各自治会公民分館）を定め、その整備に努めます。

第3項 リーダーの養成

効果的な防災活動には組織的な行動が必要ですが、その際、特にリーダーの役割が非常に重要となります。そのため、消防職員OB等の専門知識を活かして地域密着型の指導を行う一方、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。

第4項 男女参画に配慮した防災組織

地域における生活者の多様な視点を反映して地域防災力の向上を図るため、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。特に、地域の防災体制の確立や自主防災組織の設置・育成に当っては、女性防火クラブとの連携強化等、男女共同参画の視点に配慮します。

第6節 ボランティア活動の環境整備

第1項 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

災害時には、ボランティア活動が重要かつ不可欠です。そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保、町民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、町は、ボランティア活動に関わる安全確保策や被災者ニーズに関する情報提供方策等の検討を行って、ボランティア活動のための環境整備を進め、ボランティア活動の円滑化を図ります。

加えて「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。

◇災害救援ボランティア登録

資料編 S2-6-01-01

第2項 ボランティア活動の推進

(1) 町民に対する普及啓発

町は、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、町民の積極的な参加を呼びかけるための普及啓発に努めます。

(2) ボランティアの養成

町は、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、八百津町赤十字奉仕団、関係団体と連携し、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識、技術を習得できるよう、研修等を実施し、ボランティア等の養成を行います。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアコーディネーターの役割が重要であることから、町社会福祉協議会と連携して養成を行います。

養成したボランティア及びボランティアコーディネーターに対しては、町社会福祉協議会と協力・連携し、災害時のボランティア登録を推進し、災害時の対応に備えます。

(4) ボランティア支援体制の整備、強化

町は、町社会福祉協議会と協議のうえ、登録ボランティアに対しての要請方法、連絡体制の整備を行い、災害時に円滑な活動が行えるように努めます。また、ボランティアセンターの運営に積極的に参画します。

第7節 広域的な応援体制の整備

第1項 応急活動体制の整備・強化

町は、災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。また、大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定するとともに、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の宿舎等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。さらに、平素より、専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。

また、町は、民間事業者に委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、関連する民間事業者とあらかじめ協定を結びます。

第2項 相互協力体制の整備・強化

災害の規模が大きい場合や原子力災害の場合には、町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、国・県の協力のもと、県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に努めます。

第3項 防災資機材等の確保

情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図ります。また、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進し、大規模災害等に備えます。さらに、町は、防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。

第8節 緊急輸送網の整備

第1項 緊急輸送道路の指定・整備

大規模災害時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じることが考えられます。町は、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定等を通じて、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。

(1) 緊急離着陸場

町において、アクセス道路が少ない地区については、道路の寸断によって孤立集落となる可能性があります。そのため、道路の損傷等によって陸上輸送が不可能となった場合に備えて、ヘリコプターの離着陸が可能な空地を選定・確保して緊急離着陸場を設け、空輸機能の確保を図ります。また、ヘリコプターの離着陸場の選定基準を満たす土地がある場合には、平常時から土地所有者と協議し、緊急時に利用できるよう努めます。さらに、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲の障害物を除去する等、緊急離着陸場の維持・管理に努めます。

◇ヘリコプター発着場選定基準	資料編 S2-8-01-01
◇ヘリコプター離着陸場の標示	資料編 S2-8-01-02
◇発着可能ヘリポート	資料編 S2-8-01-03

第2項 地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置します。

第3項 緊急通行車両の周知・普及

町は、輸送協定を提携した民間事業者等に対して、発災時の円滑な緊急通行車両証交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、制度の普及を図ります。

第9節 防災通信設備等の整備

第1項 情報・通信体制の整備

災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。また、災害情報の収集を行うとともに、把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認・共有化ができるような体制づくりを進めます。

また、広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、情報通信体制の整備・拡充を図ります。

◇岐阜県防災行政無線システム系統図	資料編	S2-9-01-01
◇八百津町防災行政無線システム系統図	資料編	S2-9-01-02
◇防災相互通信用無線システム系統図	資料編	S2-9-01-03

第2項 災害広報体制の整備

町は、災害発生時の情報を収集・伝達し、町民へ伝達できるよう、防災無線をはじめ、広報車、ホームページ、すぐメールなど保有する情報収集・伝達手段の拡充、維持管理を徹底するなど、防災通信体制の整備に努めます。

第3項 八百津町防災行政無線施設の活用

平成4年度、5年度に整備した八百津町防災行政無線については、平常時の運用はもとより、災害時に即応できる体制を確立するとともに、その維持・管理に努めます。また、職員に対しては、通信施設の使用方法について習熟を図り、通信機能の有効活用を図ります。

災害の発生により防災行政無線の使用が不可能になった場合は、移動体通信（携帯電話等）によって情報の収集・伝達を行うとともに、防災行政無線の迅速な復旧を目指します。

◇無線局の種別、呼出名称、設置場所等	資料編	S2-9-03-01
--------------------	-----	------------

第4項 緊急時の岐阜県防災行政無線の活用

県は、平成29年度に岐阜県防災通信システムを構築し、多様な災害に対応できるものとして、このシステムは、「地上系」「移動系」「衛星系」の3種類の回線で構成されています。

(1) 地上系

岐阜県情報スーパーハイウェイ（県が独自に整備した光ファイバー通信網）を活用した通信網

(2) 移動系

県が独自に整備した無線中継所を活用したデジタル無線通信網
機動性を有する通信端末により、降雨など天候に左右されることなく災害情報の収集に威力を発揮

(3) 地上系

一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する衛星を活用した通信網
上空の衛星を介することから地上の被害による影響を受けにくく、地震災害に強い

第5項 災害時の協力体制の強化

災害の発生によって防災行政無線が一部使用不能になったり、災害発生直後の初期段階には災害状況等の把握が十分にできなかつたりする可能性が考えられます。そのため、通信確保の手段として、アマチュア無線を利用できるように協力体制を整えます。

また、防災行政無線の応急復旧に備え、維持管理業者との協力体制を整えます。

第6項 情報システムの高度化

町は、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等の活用による伝達手段の多重・多様化、デジタル化に努めます。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集、分析、加工、共有の体制整備を図ります。

第10節 火災予防対策

第1項 消防体制の整備

美濃加茂市、可児市、加茂郡（6町1村）、可児郡御嵩町では、可茂消防事務組合を設置し、広域共同処理方式による消防力の充実と消防活動の効率化を図っています。このような状況を踏まえると、八百津町において、消防力の一層の充実・効率化を図るためには、八百津町消防団の教育訓練体制の充実や青年や女性も含めた団員確保に努めるとともに、可茂消防事務組合消防本部との有機的連携をさらに強化することが基本となります。

町は、可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。

◇消防組織

資料編 S2-10-01-01

第2項 消防施設

町は、可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。消防水利については、国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。また、地震による建物の倒壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等の整備も併せて進めます。併せて、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。施設・資機材等については、その点検・保全に努め、災害に備えます。

第11節 水害予防対策

町は、町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるとともに、県が提供する情報等を活用し、水害に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定します。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図ります。

(1) ダム

町は、平常時からダム施設管理者との連携を強化し、協力体制の確立を図ります。特に、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・すぐメール・ホームページの活用により広報を徹底します。

(2) 道路・橋梁

洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘さく、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。また、危険道路については、補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等の標示を行います。

第12節 雪害予防対策

第1項 方針

町は、豪雪地帯ではないため、雪害に対する知識や意識も高くないことから、大規模な雪害に至らない降雪でも生活に支障をきたすおそれがあります。また、降雪の多い山間部は集落の孤立の発生等も危惧されます。

雪害は、さまざまな状況で発生するおそれがあるため、予防の取り組みを推進します。

第2項 想定される被害

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 人的被害 | 集落の孤立、物的損傷による死傷、転落・転倒、交通事故、建物内の閉じ込め等 |
| (2) 物的被害 | 建物、家屋損傷、倒木、落石等による損傷 |
| (3) 交通被害 | 道路網の通行不能、バス、タクシーの運休等 |
| (4) ライフライン | 倒木等による電線、電話線の切断による停電、浄水場停止等 |
| (5) その他 | ごみの回収の中止 |

第3項 冬期対策の充実

町は雪害への注意喚起を行い、意識の向上を図るとともに、公共機能の維持、関係機関との連携強化に努めます。

第4項 孤立対策

積雪等により通行不能又は困難により孤立するおそれのある地区については、平常時より通信手段確保等の事前措置に努めます。

また、生活道路の確保のため、除雪の優先順位を設定します。

第13節 濁水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（町等が運営する飲料水供給施設を含む。）について、安定した給水等を行うため、施設の点検整備等を行います。

第14節 観光施設等予防対策

観光施設等の経営者または管理者(以下「管理者」という。)は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。また、災害に備え、利用者の把握及びその情報の保全に可能な限り努めます。

管理者は、気象状況等の把握に努め、利用者への周知徹底を図ります。さらに、緊急時における避難誘導方法等を定め、危険が予測される場合には利用者を早期に避難させます。併せて、必要な際に相互に情報伝達ができるよう、町との連絡体制を整備しておきます。

第15節 孤立地域防止対策

地震や土砂災害等により孤立集落となる可能性がある地域については、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備、非常用通信の整備、ヘリポートの確保、食料品等の備蓄等による対策を行うとともに、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施します。

第16節 避難計画の策定

第1項 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導を実施するため、避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等を定めた避難計画を策定します。策定にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行います。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ等により、その内容の町民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとします。なお、防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をするとともに、町民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することなど、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努めます。

町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について助言、指導等を必要に応じて支援します。

第2項 広域避難の調整

町は、国・県の協力を得て、町外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを確実かつ容易に受け取ることができる体制の整備に努めます。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との調整や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結などにより避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、被災者の避難先市町村と被災者に関する情報共有する仕組みの構築に取り組みます。

第3項 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共的施設等を対象に、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、町民への周知徹底を図ります。指定にあたっては、地域の人口や災害に対する安全性等に配慮します。

また、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めます。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討します。また、指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入可能な施設を検討するよう努めます。

第4項 指定緊急避難場所の指定

町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定緊急避難場所に指定し、公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とします。また、指定した緊急避難場所については、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制の充実を図ります。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、設置に努めます。

◇避難場所・避難所一覧

資料編 S2-16-04-01

第5項 指定避難所の指定

町は、風水害等の災害を想定するとともに、それぞれの災害の特殊性を考慮して、被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等を指定避難所として指定します。指定した場合には、広報やおつ等を通じて、町民等に周知・徹底を図ります。

また、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者が事前に協議し、避難所マニュアル及び新型コロナウイルス感染症対策編を策定し、訓練等を通じて必要な知識の普及に努めるとともに改善を図ります。この際に、町民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮します。指定避難所に指定した施設においては、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレ等の整備、感染症対策を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じ、被災者相談等の支援体制の整備に努めます。また、県の協力・支援を受けて、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定します。

第6項 避難路及び避難先の指定

地震による災害時に住民が避難場所等へ安全に避難するためには、周辺の火災の輻射熱等を回避する広幅員道路が必要です。しかし、町においては、指定緊急避難場所、指定避難所までの経路において広幅員道路が少ないため、町から避難路の指定はせず、平時から災害状況に応じた防災訓練等を地域で実施し、町民自ら把握していただくよう努めます。

第7項 避難情報等の基準の策定・避難情報等の助言にかかる連絡体制

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県の協力のもと、国の「避難情報に関するガイドライン」に従い、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、町民への周知に努めます。このマニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促します。

また、気象警報、避難情報等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように努めます。

町は、洪水予報河川以外の河川等についても、水位情報、台風情報、洪水情報等により具体的な避難情報等の発令基準を策定します。

また、躊躇なく、避難情報等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど連絡体制の構築に努めます。

第8項 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定がされたときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めます。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として町民へ周知します。また、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設については、これらの施設の名称及び所在地を町計画に記載し、気象情報等や避難情報を伝達するとともに、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼びかけ、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について必要に応じて支援します。

第9項 土砂災害等に対する町民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報等を発令することを基本とした、具体的な避難情報等の発令基準を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

なお、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設においては気象情報を伝達するとともに、施設管理者による事前避難を呼びかけ、事前の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要に応じて支援します。

◇浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設 資料編 S2-16-09-01

第10項 避難に関する広報

町は、町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した各種災害におけるハザードマップ、広報紙、ホームページ等を活用して広報活動を行い、日頃から町民への周知徹底に努めます。

町は、指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

第11項 帰宅困難者対策

災害時には、公共交通機関の運行停止や道路の不通などにより、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、帰宅困難者対策として、必要に応じて、滞在場所の確保等に努めます。

第17節 必需物資の確保対策

第1項 食料、飲料水、生活必需品の確保

町は、食料や飲料水、生活必需品について公共備蓄等を行うとともに、自助・共助の考えのもと、家庭・地域・事業所等での自主的備蓄を推進し、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めます。加えて、他市町村との相互応援協定、防災関係機関や流通在庫等の保有業者との協力体制の整備によって、食料等の円滑な確保を図ります。

第2項 燃料供給体制の整備

石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給する一方、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるように努めます。

第3項 緊急輸送拠点・輸送体制の整備

町は、必要に応じて、緊急輸送に係る調整等や、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務体制の構築に努めます。

また、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施します。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

第1項 方針

近年の災害を振り返ってみると、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等）が災害の犠牲となるケースが多くなっています。また、町人口の急速な高齢化に伴って、今後、高齢の要配慮者数が増加することも予想されます。そのため、要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）や関係団体、町民等の協力を得て、的確な防災対策が講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整します。

第2項 地域ぐるみの支援体制づくり

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援について、体制の整備を図ります。

平常時から自主防災組織や民生児童委員、地域安全指導員、周囲に在住する町民、介護・福祉サービスに関わる事業者等と連携し、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態把握に努める一方、災害時には安否確認ができる体制を整えます。併せて、災害に対応した迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進め、災害発生時には地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。

そのため、避難行動要支援者名簿の作成や名簿の共有などの平常時からの備えと、災害発生時の情報提供、避難支援、安否確認などに加え、避難後における生活支援について「八百津町要配慮者避難支援プラン」に基づき、支援体制を確立します。また、町及び社会福祉施設の管理者等は、要配慮者の安全確保に向けて一層の対策を推進するとともに、町のまちづくりや福祉計画とも関連づけながら総合的に取り組みます。

第3項 避難行動要支援者名簿等の作成

町は、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。その名簿は、原則、避難行動要支援者本人同意のもと、警察機関、消防機関、自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者に必要な限度において提供し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難支援等を実施する際の資料とします。

また、災害の危険性等地域の実情に応じて優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成し、避難支援等に活用します。

この名簿等は、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿等の活用に支障が生じないように、適切な管理に努めます。

◇避難行動要支援者名簿の作成に関する事項 資料編 S2-18-03-01

第4項 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

町は、県と連携し、地域における要配慮者の支援に向けて、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう努めます。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めます。

特に、町地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成や、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるよう支援します。

第5項 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれる防災環境づくりに努めます。

- 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化の推進
- 要配慮者への支援システムや救助体制の整備
- 多言語による防災知識の普及活動の推進
- 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第6項 その他要配慮者への対応

(1) 要配慮者に配慮した施設・設備の整備

町は、要配慮者に配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図ります。また、避難場所、避難所、避難路等の整備に当たっても要配慮者に配慮するとともに、災害時には社会福祉施設において一定程度の要介護者等を受入可能となるように施設整備を進めます。

(2) 要配慮者に対応した防災知識の普及・啓発等

防災知識の普及・啓発や防災訓練に当たっては、地域・社会福祉施設等において要配慮者を災害から守るための適切な防災訓練や防災教育が行われるよう指導するとともに、要配慮者自らが可能な限り災害対応能力を高められるようにします。

(3) 人材の確保とボランティアの活用

平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。

(4) 社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立

町は県と協力して、社会福祉施設等との災害時の情報収集・伝達体制の確立に努めます。

第19節 応急住宅対策

第1項 住宅供給・補修体制の整備

大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組みます。

第2項 建築基準法

建築基準法（昭和25年法律第201号）の遵守を徹底するため、建設業協会等を通じ、関係業者等に対して建築基準等の知識、技術等の向上、把握に努めます。また、これらの関係団体の協力のもと、建物の新築、増改築移転等の機会をとらえて、町民に対して建築基準法の遵守に努めるとともに、遵法意識の向上を図ります。

第20節 医療救護体制の整備

第1項 医療・助産救護体制の確立

町は、防災関係機関や医療機関と調整して医療・助産体制の整備・拡充を図ることにより、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。

第2項 地震災害等医療（助産）救護計画の策定

大規模地震等の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されます。そのため、町は、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制の確立に万全を期します。地震災害等医療（助産）救護計画では、医療救護施設（救護所、救護病院）の設置、その他の医療機関への対応、搬送体制、医療ボランティア受入体制の整備等に努めます。

第3項 岐阜県救急・災害医療情報システムの活用

町は、県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加します。

また、災害時の医療機関の機能の維持、岐阜県救急・災害医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めます。

第4項 医薬品等供給体制の確立

町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。

第5項 災害に対応した医療の普及・啓発

町及び医療機関は、互いに連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努めます。また、町は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関して、町民への普及・啓発に努めます。

第6項 燃料等の供給体制の整備

医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。

第2.1節 防疫対策

第1項 防疫予防対策

大規模災害時は、生活環境の悪化や被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生・蔓延する危険性が高まります。そのため、町は、適確かつ迅速な防疫活動体制の整備を進めるとともに、「岐阜県地震防災行動計画」に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努めます。併せて、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。

第2項 ごみ・がれき処理体制

町は、関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討します。

第3項 し尿処理体制

災害時のし尿処理については、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めます。また、仮設トイレの備蓄を行いません。

第2.2節 河川防災対策

町は、県が提供する川の防災情報（インターネットや携帯電話から確認できる雨量、河川水位、ダム情報、河川の映像情報等）を活用し、水防活動を行います。

第2.3節 砂防対策

第1項 総合的な土砂災害対策

平成25年3月までに、岐阜県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、八百津町内219か所を土砂災害警戒区域に指定しました（うち208か所には土砂災害特別警戒区域を含む）。本地域防災計画においては、指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、警戒の発令・伝達、避難、救助をはじめ、その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。併せて、作成・配布した土砂災害ハザードマップの周知・徹底を図ります。

第2項 砂防事業

山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん堤及び溪流保全工等の事業の促進を図ります。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施します。

- ◇土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表 資料編 S2-23-02-01
- ◇土砂流出防止対策が必要な砂防指定地溪流 資料編 S2-23-02-02

第3項 地すべり対策事業

亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区については、地形、地質、地下水脈等の調査を行います。調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図ります。

- ◇地すべり危険箇所 資料編 S2-23-03-01

第4項 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている箇所については、国及び県の補助による改良を実施します。

第5項 林野保全対策

山林植樹事業等を実施して林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、洪水防止機能、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。

第6項 治山事業

県の治山計画に基づいて年次計画を策定するとともに、積極的に事業を実施して、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。また、配布した土砂災害ハザードマップの町民への周知を図ります。

- ◇山地に起因する災害危険地区数 資料編 S2-2-01-01
- ◇山腹崩壊危険地区 資料編 S2-2-01-02
- ◇崩壊土砂流出危険地区 資料編 S2-2-01-03

第24節 農地防災対策・防災営農対策

第1項 防災ダム事業

八百津町では、木曾川流域において関係機関と連携し、兼山ダム（昭和18年）、丸山ダム（昭和29年）、新丸山ダム（整備中）の整備を通じて洪水による被害の防止策に取り組みます。

第2項 防災重点農業用ため池対策事業

ため池については、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水により決壊の恐れのあるものもあり、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池についてハザードマップの作成・周知を図ります。

◇防災重点農業用ため池状況一覧表

資料編 S2-24-02-01

第3項 農地防災

風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂崩壊防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。また、耕土の流失被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業の整備に努めます。

また、町は、たん水による農地被害を防除するため、河川（支派川）の改修、農用排水路の整備、土地改良等の事業の推進に努めます。

第25節 建築物災害予防対策

第1項 まちの不燃化・耐震化

（1）被災建築物の応急危険度判定制度

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から準備しておくよう努め、技術の向上を図ります。

（2）窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時の窓ガラス・看板等の落下による危険を防止するため、建築物の所有者または管理者に対し、落下物防止対策の重要性の啓発に努めます。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、町民に対して倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。また、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除去を進めるため、周知に努めます。

(4) 道路・河川施設等の防災対策

緊急輸送の確保等の観点から、町が管理する道路・橋梁等の整備を推進します。新規の橋梁等については、耐震性に配慮した建設を推進し、既設橋梁については緊急度の高いものから落橋防止措置等を順次行います。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において必要に応じ、橋台背面の段差対策を実施します。

(5) 火災に強いまちづくり

建築物や公共施設については、建築物自体の不燃化、建築物における消防用設備等の整備・維持管理、防火管理体制の確立、安全対策の推進等を通じて、火災予防と耐火性の向上に努めます。公営住宅の建設に当たっては、可能な限り不燃構造とします。

また、主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、消防水利施設の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、火災に強いまちづくりを進めます。

さらに、本町には、木造の住宅や建造物が多く、強風時の火災が大火の原因となる可能性があるため、改築に当たって不燃化が進むよう、周知に努めます。

(6) 建築物の耐震性の向上

庁舎等の公共施設は、災害時には、応急対策活動や避難・救護の拠点として非常に重要な役割を果たします。そのため、町及び公共的施設管理者は、耐震診断や耐震補強工事を推進や防災設備の整備に努め、万全の防災対策を講じます。

第2項 地盤の液状化対策

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられます。

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成するなど、優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。また、各種の液状化対策工法の普及を図ります。

第3項 災害危険区域の防災事業の推進

傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等の危険が予想されます。そのため、県及び関係機関と連携し、土留め施設の整備等、安全対策に努めます。また、既存の土地造成地において、崩壊の危険のある土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう周知します。

県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップ等により周知に努めるとともに、宅地等の耐震化に努めます。

第26節 ライフライン施設対策

第1項 上水道施設

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めます。また、飲料水の利用状況や施設の状況を把握する一方で、災害時や渇水時等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力するとともに、給水資機材の確保・備蓄を図り、町民の日常生活に混乱が生じないように、その対策に努めます。

第2項 下水道施設

下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。

第3項 電気施設

電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の普通箇所の発生等により停電が長期にわたることを防止するため、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進します。

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築します。また、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者等とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図ります。

第4項 輸送施設

町は、災害時の輸送手段の確保や輸送体制の整備を図り、迅速かつ確実な人員・物資輸送を確保し、その周知と普及を図ります。

第5項 通信施設

災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等の方法により、通信機能の確保を図ります。

第6項 放送施設

災害時の相互の通信や町民への情報伝達には、町の防災行政無線を活用するとともに、災害時に確実に機能するように職員等において使用方法の習熟を図ります。

また、災害時の町民等への情報伝達には、テレビ、ラジオ等の民間放送も活用できる体制を確立します。

第7項 代替機能の確保

町は、災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐震性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。

第27節 文教対策

第1項 教育機関等

（1）計画・マニュアルの整備

町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定されるよう促進します。また、学校等と保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促します。

（2）防火・地震対策

学校等の教育機関については、施設を火災、台風、地震等の災害から防護し、児童・生徒・職員の安全や教育の確保を図るため、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等での不燃化・耐震化に努めます。

（3）雪害対策

山間地域に立地する学校校舎等の保全等雪害対策に努めます。

（4）危険物対策

化学薬品等の危険物の取扱・保管を行う教育機関等では、関係法令に従って厳重に対処し

第2章 災害予防

ます。また、特に災害発生時の安全確保のため、適切な予防措置を講じます。

(5) その他の予防対策

平常時より施設(避難施設等)の点検・調査を実施し、施設の危険箇所や不備等の早期発見に努めるとともに、これらの施設の補修・補強に努めます。また、施設の補強・補修等(台風時における準備作業等を含む)が迅速・的確に実施できるよう、職員の役割分担や作業員の配置等の体制整備を進めるほか、災害時の施設等の補修・補強に必要な資機材等の確保に努めます。

(6) 災害関連情報の把握

教育委員会及び各教育機関の管理者は、気象予報(注意報、警報)や東海地震の予知に係る情報等、災害に関わる各種情報の把握に努めます。なお、災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育委員会が決定します。

第2項 文化財

文化財の所有者及び管理者は、不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護するとともに、その保存に努めます。また、文化財等の周辺における火気使用制限、施設内の巡視等により、災害の予防に努めます。

第28節 行政機関の業務継続体制の整備

第1項 業務継続計画の策定

災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。計画では、災害規模ごとの必要業務や応急業務の特定、業務継続に必要な人員・資源の確保・配分方法を決定するとともに、計画に定める業務の継続が可能となる体制づくりを進めます。業務継続計画については、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。

第2項 業務継続のための基盤整備

災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。

第3項 データのバックアップ

災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む、住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステムの構築（分散保存）を行います。

第4項 耐震対策

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するため、耐震対策等を行います。

第29節 企業防災の促進

第1項 企業の取り組み

企業・事業所等においては、災害発生後の事業の継続・早期再建が、町民の生活再建や町の復興の面からも大きなポイントとなります。そのため、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めます。具体的には、事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））を策定し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組が重要となります。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の情報伝達方法を推進します。

第2項 企業防災の促進のための取り組み

町及び商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めます。

第2章 災害予防

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう整備に努めます。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、企業が被災した場合に速やかに対応できるよう、支援します。

第3項 事業所等の自衛防災組織の整備・強化

町内の施設・事業所等については、とりわけ災害が発生した場合に被害が拡大する可能性のある施設（多数の者が利用する施設・事業所、危険物等取扱事業所等）については、法令によって義務づけられている事項だけでなく、様々な災害に対応できる防災対策を講じるとともに、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図ります。

第30節 防災対策に関する調査研究

第1項 防災に関する調査・情報収集

町に固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救援対策の調査、岐阜県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深め、災害対策に努めます。

第2項 震災に関する調査研究

地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要であり、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、町民への防災広報活動の充実を図ります。

また、県で実施されている重要な地震被害想定に関する調査研究の結果等を参考に、対策を推進します。また、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を考慮し、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めます。

第3項 対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」

月)」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、町では、こうした調査研究等の結果を踏まえ、地震防災対策の充実強化を図ります。

また、県及び町は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を考慮し、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めます。

(1) 計画の策定

上記の調査結果より作成された想定被害に対処するため、町は、単独または関係機関と共同で、災害危険地域単位で、災害関連情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画を立案します。計画内容は、広報やおつ、説明会の開催等、適切な方法を通じて町民に周知します。

(2) 事前指定

災害危険地域調査の結果、災害発生時にその災害を拡大させるおそれがあると認められる地域・設備等が見つかったときは、その占有者、所有者または管理者に対し、災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等を、口頭または文書によって、事前に通知・指導します。

第31節 その他災害対策

第1項 航空災害

町は、県や防災関係機関と連携し、航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制等の充実を図ります。

第2項 道路災害

町は、県や道路管理者、防災関係機関と連携し、トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保等を行います。

第3項 放射性物質災害

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施するとともに、原子力災害に対して万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備・充実に

第2章 災害予防

努めます。また、県等が実施する情報収集活動には積極的に協力し、情報の共有を図ります。

(2) 人材の育成・確保

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、県内、近県に在住する専門家による助言・支援体制を構築する等、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努めます。

(3) 専門医療機関との連携、医療活動体制の強化

町は、町内医療機関との連携、被ばく治療可能施設の事前調査の実施、放射線専門医師・技師の派遣等必要な放射線対策手順の整備、ヨウ素剤の備蓄方法等の検討を通じて、緊急被ばく医療活動体制の強化に取り組みます。

(4) モニタリング体制の確立

町は、県と連携し、緊急時モニタリング体制（環境中の放射線量の測定、水道等への影響、影響範囲の把握等）の整備に努めます。

(5) スクリーニング場所の指定

町は、原子力災害時を想定し、スクリーニング場所（町民、車両、携行品等の放射線量測定場所）を指定するとともに、町民に周知します。

第4項 危険物等保安

町は、県やその他の関係機関と協力して、危険物等の保安体制の確立に向けて、施設・事業所等に対する指導を行い、災害の未然防止に努めます。また、可茂消防事務組合消防本部は、火災予防上の観点から危険物等取扱施設の実態を把握するとともに、消防設備等の保守管理、危険物保安監督者等による自主保安体制の確立等の観点から適切な指導を行います。

第5項 林野火災

(1) 林野火災予防

近年、林野への無断入山者のタバコの投げ捨てによる山火事の危険性が高くなっています。そのため、町及び八百津町森林組合は、町民による町内の巡回（ながら見守り）、周知によって、林野火災を防止するとともに、火災の早期発見・早期通報に努めます。

町は、林野の所有者（管理者）に対し、防火線・防火樹帯の設置、造林地への防火樹の導入、自然水利の活用等による防火用水の確保、林野火災を考慮した林道構築、事業地への防火処理、火入れ時の消防機関との密接な連絡、火災多発危険期の積極的な広報等に努めます。また、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有者（管理者）は、「八百津町火入れに関する条例」（昭和59年条例4号）に基づき、周知に努めます。多発危険期等においては、巡視・監視等の強化を図ります。

(2) 林野火災に強い地域づくり

町は、地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進します。また、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備等を実施します。さらに、林野の所有者（管理者）、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努めるものとし、併せて、町及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材等の整備・充実を図ります。

(3) 防火査察

消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務づけられている防火対象物、危険物の製造所・貯造所・取扱所等については、可茂消防事務組合消防本部によって予防査察が行われています。

第6項 大規模な火事災害

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行います。

第3章 災害警戒・対策

<災害警戒・対策の考え方>

災害に関わる情勢は、時間とともに刻々と変化します。そうした災害情勢に的確に対応するためには、現状を正確に把握するとともに、対応に必要な人員や資機材等を適切に用意・配分し、最適かつ効果的な対策を同時並行でタイミングよく実行していくことが不可欠です。つまり「情報」と「資源」の管理が災害対応の全期間を通じて極めて重要となるのです。

災害警戒・対策の時期と内容

災害警戒・対策



第1節 活動体制

第1項 活動体制

(1) 初動対応体制

注意報や警報が発表された場合、あるいは、災害が発生した場合には、状況や規模に応じて適切な体制をとり、その対応にあたります。参集基準と配備体制は、資料編に示す通りです。また、地震等の突発的災害時は、防災安全部が緊急初動体制を確保します。

(2) 災害対策に必要な事項の決定

大規模な災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、町本部長（＝町長）（不在時は副本部長（＝副町長、教育長））が必要と判断したときは、「本部員会議」を開催し、災害対策に必要な事項等について協議・決定します。

◇本部員会議の開催 資料編 S3-1-01-01

(3) 東海地震等、大地震への対応

東海地震関連情報（予知・注意）が発表された場合、町及び関係防災機関等は迅速かつ的確な広報を実施、社会的混乱の防止や町民の不安解消を図ります。

(4) 災害警戒本部の設置

風水害・土砂災害に関連する気象警報が発表された場合、震度4の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めた時等は、その状況に応じて『第1警戒配備』または『第2警戒配備』をとるとともに『災害警戒本部』を設置し、情報収集・連絡活動や警戒活動を実施します。また、事態の推移を注視しながら災害対策本部を設置に備えます。

町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めます。

- | | | |
|---|------------|------------|
| <input type="checkbox"/> 災害警戒本部・災害対策本部運用(風水害等) | 災害対応マニュアル編 | M3-01-01 |
| <input type="checkbox"/> 災害警戒本部・災害対策本部運用(地震) | 災害対応マニュアル編 | M3-01-02 |
| <input type="checkbox"/> 災害警戒本部・災害対策本部運用(原子力災害) | 災害対応マニュアル編 | M3-01-03 |
| <input type="checkbox"/> 災害警戒本部・災害対策本部運用(突発事故等) | 災害対応マニュアル編 | M3-01-04 |
| <input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報発表時の対策 | 災害対応マニュアル編 | M3-01-05 |
| ◇警報発表基準 | 資料編 | S3-1-01-02 |

(5) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めた場合等は、『第1非常配備』または『第2非常配備』をとるとともに、八百津町防災センター（使用できない場合は八百津ファミリーセンター）に『災害対策本部』を設置し、応急対策を実施します。

(6) 現地災害対策本部

被災地が限定された地区である場合や、八百津町防災センターから遠隔地の場合等には、必要に応じて被災地に近いところに『現地災害対策本部』を設置します。

(7) 災害総合相談窓口の設置

町は、必要に応じて、情報提供・相談の総合窓口を災害対策本部に設置し、各部の情報提供・相談事業と連携し、24時間対応で町民等に対する情報提供や相談に応じます。

(8) 町議会との協力

特に大規模な災害が発生した場合には、町本部と町議会との間で相互協力体制を構築し、応急対策の迅速化や復旧対策の円滑化を図ります。

(9) 社会福祉協議会との協力

特に大規模な災害が発生した場合には、町本部と八百津町社会福祉協議会との間で相互協力体制を構築し、情報共有とボランティア養成等復旧対策の円滑化を図ります。

第2項 災害対策要員の確保

災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、それぞれの状況に応じた適切な対応がとれるよう要員を動員・確保し、体制を整えます。

- 要員の動員・確保 災害対応マニュアル編 M3-01-06
- 災害労務対策 災害対応マニュアル編 M3-01-07

(1) 体制等の伝達

勤務時間内の場合、防災安全部は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、本部員を通じて各班長に伝達します。各班長は、関係職員に連絡し、所定の配備での事務・業務に従事させます。

勤務時間外（夜間、休日）の場合、宿日直者は、直ちに防災安全部長及び防災安全部に連絡します。防災安全部長は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、直ちに本部員に連絡します。連絡を受けた職員は、状況の推移を注視し、必要な場合は速やかに登庁します。なお、職員は、常に気象等の情報に注意し、その状況に応じて自主的に登庁することを心がけるものとします。

- ◇体制等の伝達系統 資料編 S3-1-02-01
- ◇職員動員の伝達系統 資料編 S3-1-02-02

(2) 災害時の職員の対応

災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、各班員は、町本部の設置・配置のいかんにかかわらず、所定の配備場所でそれぞれの任務につくものとします。また、

班員が被災して任務に支障が出る場合等は、班員の配置を各部班間で調整するものとします。なお、本部員及び本部連絡班員は、いつでも直ちに本部室に集合できるよう、各部班において勤務（待機）するものとします。

（3）職員の応援

災害応急対策の実施に当たり各班で職員が不足する場合、所属の本部連絡員を通じ、町本部に応援を要請します。町本部は、本部員会議で決定された応援方針に基づいて、余裕のある部班の職員を応援に当たさせます。

第3項 応急資機材等の確保

備蓄した応急資機材等では十分ではない場合、町は、県に提供を要請したり、必要に応じて民間に協力を求めたりすることによって、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を実施します。

第2節 ボランティア活動支援

第1項 ボランティアの活動対象

ボランティアの活動は、原則として、町内において災害救助法の適用を受ける程度の大規模又は広域的な災害であり、また町及び町社会福祉協議会が必要と判断した場合とします。

町では、災害時におけるボランティアを専門的知識、技術資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分します。専門ボランティアと一般ボランティアの活動内容は、以下のとおりとします。

区分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・ 土砂災害危険箇所調査（斜面判定士等） ・ 福祉（介護福祉士、手話通訳等） ・ 無線（アマチュア無線士） ・ 特殊車両操作（大型重機等） ・ 通訳（語学） ・ 災害救護（救助活動等及びその支援等） ・ その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の整理、仕分け、配分 ・ 避難所運営補助 ・ 炊き出し、配送 ・ 清掃、防疫 ・ 要配慮者等への生活支援 ・ その他危険のない軽作業

第2項 専門ボランティアの支援

町は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施にあたり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県対策本部にボランティア派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行います。

第3項 一般ボランティアの支援

(1) センターの設置

町及び町社会福祉協議会で協議した箇所に、ボランティア活動の第1線の拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、町災害対策本部、町社会福祉協議会と連携を図りながらボランティアの活動を支援します。

また、被災等によりボランティアセンターの機能が十分に発揮できない場合は、必要に応じ、県社会福祉協議会等の協同運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築を図ります。

災害ボランティアセンターでは、次の業務を行います。

- ボランティアの募集、受付
- ボランティア保険紹介：ボランティア活動保険加入希望があれば、各種保険を紹介する（加入費用は本人負担）
- 被災者のニーズの把握
- ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の提示
- ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- 各種ボランティア団体との情報共有

(2) 町の対応

総務部広報行政班に町の担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、町社会福祉協議会、現地センターと連絡調整を行い、ボランティア活動支援を行います。

町では、次の業務を行います。

- 県、町災害ボランティアセンター、各関係機関との連絡調整
- 報道機関等への情報提供
- 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

□ボランティア活動の支援

災害対応マニュアル編 M3-02-01

第3節 自衛隊災害派遣要請

災害が発生し、町民等の人命・財産を保護するために支援が必要な場合、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対して、自衛隊の災害派遣を要請することができます。県本部長に要請を行った場合、必要に応じて、町本部長は自衛隊に対し、要請を行ったこと、及び町内の災害の状況を通知します。ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれない場合は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に直接通知するものとします。

- | | |
|------------|----------------|
| ◇自衛隊派遣要請方法 | 資料編 S3-3-01-01 |
| ◇自衛隊派遣要請窓口 | 資料編 S3-3-01-02 |

第4節 災害応援要請

第1項 広域的な応援

（1）職員の応援要請

町は、町職員によって応急対策を行うものとしませんが、職員が動員できない、あるいは、不足する場合は、可茂県事務所、他の市町村に動員等の要請を行うものとしします。

- | | |
|---------------|----------------|
| ◇防災関係協定書・覚書一覧 | 資料編 S3-4-01-01 |
|---------------|----------------|

（2）町赤十字奉仕団の編成・協力要請

災害救助法が適用される災害、あるいは、これに準ずる災害に対応するため、各地域において町赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、町本部長の要請により、町赤十字奉仕団を編成します。町赤十字奉仕団は、炊出し・給水、清掃、防疫、物資の輸送・配分等の支援に当たります。

（3）隣接市町との協力・連携

隣接市町との境界等において災害が発生した場合、当該市町と協力・連携し、効果的な応急対策をとれるようにします。

第2項 消防活動に関する応援要請

大規模災害が発生した場合、町独自に締結している広域応援協定や岐阜県広域消防相互応援協定書などにに基づき、県内外の市町に応援を求めます。

第5節 交通応急対策

災害時には、道路上の倒壊物や交通渋滞等によって、救出・救助活動、消火活動、物資供給等に支障が生ずるおそれがあります。そのため、交通規制等の方法により、緊急輸送道路を確保します。緊急輸送に当たっては、輸送順位を考慮した上で、必要な人員・資機材等が円滑に輸送できる措置を講じます。

(1) 緊急輸送道路の確保

災害発生後は、道路パトロールにより道路の被害状況等を速やかに把握します。道路パトロールに当たっては、予め指定した緊急輸送道路を優先します。災害の発生地域や道路の被害状況、隣接市町村の道路状況を勘案した上で、順次復旧作業に努め、車両通行機能の早期確保を図ります。

(2) 交通規制

道路の損壊・決壊等により、交通上、危険である場合には、通行禁止区間を定める等の交通規制を実施し、町民や運転者等に周知徹底を図ります。また、緊急輸送を目的として車両を使用する場合は、事前に、加茂警察署に対して、緊急通行車両確認証明書等の交付願を提出します。

(3) 災害輸送の方法

災害輸送は、その応急対策の実施担当班が実施します。ただし、町本部での災害輸送のための自動車等の確保等に当たって調整を行う必要があるときは、管財班が調整を行います。

町本部が行う災害輸送は、可能な限り自動車輸送によるものとしますが、道路途絶等の場合は、舟艇、鉄道、人力等の方法も併せて活用します。なお、長距離輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合等は、県または自衛隊に支援を要請し、ヘリコプター等による空中輸送を行います。

- | | |
|--|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害輸送計画 | 災害対応マニュアル編M3-05-01 |
| <input type="checkbox"/> 防災ヘリコプターの活用計画 | 災害対応マニュアル編M3-05-02 |

(4) 広域物資輸送拠点等の確保

被災地への物資輸送を迅速かつ効率的に実施する必要がある場合は、八百津町B&G海洋センター体育館に広域物資輸送拠点等を設置し、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として利用します。

第6節 通信の確保

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図ります。

第7節 警報・注意報・情報等の受理伝達

第1項 警報等の把握

本部防災安全部及び建設部（勤務時間外の場合、宿日直者）は、気象注意報等が発表されているときには、岐阜地方気象台、可茂県事務所（県本部防災班）、加茂警察署等との連絡を密にする一方、ラジオ、テレビ放送等に留意して、地域の適確な気象状況の把握に努めます。

□情報収集・連絡体制

災害対応マニュアル編M3-07-01

第2項 警報等の伝達

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要がある場合、防災安全部（勤務時間外の場合、宿日直者）は、その種類・内容等に応じて関係各班及び町民に伝達・周知徹底を図ります。また、災害と関わりがある異常現象を発見したり、通報を受けたりした関係機関・職員は、速やかにその対応措置をとるとともに、防災安全部（勤務時間外の場合、宿日直者）に通報します。

町民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めます。

◇警報等の伝達系統

資料編 S3-7-02-01

◇地震情報・震度情報の伝達系統

資料編 S3-7-02-02

第8節 災害情報の収集・伝達

第1項 情報の収集・報告

災害が発生した場合、町は、被害状況ならびに災害応急対策等の情報をとりまとめ、県支部（または県本部）及び関係機関等に報告します。また、町本部で取りまとめた情報は、必要に応じて各部班に伝達します。なお、被害情報等の調査・報告は、人的被害（行方不明者数を含む）に関わりのあるものを優先します。行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に関係なく、県警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村または都道府県に連絡します（旅行者など、外国人登録を行っていない外国人は、直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等に連絡）。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報提供等の協力を求めます。

- ◇被害状況の調査責任者 資料編 S3-8-01-01
- ◇被害情報等の収集 資料編 S3-8-01-02

第2項 情報の共有化

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、県や関係機関と相互連絡する手段・体制を確保して緊密に連絡を取ったり、関係機関との連絡・調整のため職員を派遣したりする等、情報共有を図るよう努めます。

第9節 災害広報

第1項 災害情報等の広報

町民等に対する災害の状況（事前警戒、災害発生直後、応急復旧時の情報）、避難、災害応急対策、被災者支援に関する情報等の広報については、在宅避難者や広域避難者等にも配慮し、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、CCNet、広報車、広報紙等を利用するほか、自治会等を通じて伝達する等、幅広い手段によって町民への情報伝達に努めます。また、必要に応じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図ります。

- 災害広報 災害対応マニュアル編M3-09-01
- ◇広報内容 資料編 S3-9-01-01
- ◇災害警備広報 資料編 S3-9-01-02

第2項 報道機関に対する情報発表

町本部において収集した情報のうち、報道機関に対しては、災害種別、発生年月日・場所、被害状況、応急対策状況等、発表時に判明している事項を発表します。報道機関に対する情報提供等は、原則として本部長が選任した報道機関対応担当者が実施します。なお、町本部が報道機関に対して災害情報を発表した際には、その旨を県本部へ報告します。

第3項 被災者への広報の配慮

文字放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めます。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行います。

第10節 消防・救急・救助対策

第1項 出動計画

町は、町地域内において火災、その他の災害が発生した場合、可茂消防事務組合消防本部や消防団と連携し、初期消火及び被災者の迅速な救出・救助をおこないます。消防団は、可茂消防事務組合消防本部と緊密な連絡を行いながら業務に従事します。非常災害時には、可茂消防事務組合中消防署八百津出張所非常災害対策マニュアルに即し、対応します。

なお、救命・救助活動は、災害発生当初の72時間が極めて重要な時間帯となることから、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分します。

□消防計画

災害対応マニュアル編 M3-10-01

第2項 自主防災組織の役割

自主防災組織及び女性防火クラブ等は、出火点を早期に把握し、初期消火に尽力します。

第3項 相互応援計画

消防力が不足する場合は、相互応援協定に基づき、他市町村等に応援を要請します。また、八百津町と相互応援協定を締結している市町村及び可茂消防事務組合消防本部より応援要請があった場合、本部長もしくは消防団長の指示により出動します。緊急に応援が必要と判断され、所要の機械器具・人員等を派遣した場合は、応援要請があったものと見なします。

第4項 惨事ストレス対策

救命・救助活動や消火活動に携わる職員等に対する惨事ストレス対策を実施するとともに、必要に応じて、県に専門家の派遣を要請します。

第5項 被災者の救出・搬送

被災者の救出は、災害によって生命身体が危険な状態にある者、もしくは、災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される、または生命があるかどうか明らかでない者を対象として実施します。

町本部における救出作業等は、災害対策本部で協議して対策を立て、防災安全部長（またはその代理者）の指揮のもと、県、自衛隊、警察、消防本部、消防団に要請し対処します。

- | | |
|----------|---------------------|
| □被災者救出計画 | 災害対応マニュアル編 M3-10-02 |
| ◇救出対象者 | 資料編 S3-10-05-01 |

第6項 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した場合は、直ちに救出に当たります。また、独自で救出できない場合等は、町本部、警察署、消防署のいずれかに直ちに通報するものとします。

第7項 応援要請

救出現場において、救出作業に必要な人員（特殊技術を有する者を含む）、資機材等が十分に確保できない場合は、町本部に応援を要請します。

町本部だけでは十分な対応が困難な場合は、県に応援等の要請を行います。ただし、急を要する場合で、近隣市町及び可茂消防事務組合消防本部で応援可能と認められる場合は、直接、応援要請を行います。

第8項 機関相互の連絡

救出指揮者は、出動警察官、消防署と緊密に連絡をとり、相互に協力しながら、一体的に救出作業を進めます。救出後医療を要する場合は、町本部健康増進班または医療機関に連絡をとり、待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努めます。

第11節 水防対策

第1項 警報等への対応

建設部長は、防災安全班から水防上の警報・注意報を受信した場合、基盤整備班員の待機、消防団長との協議、水防資器材の確保等、必要な措置を速やかに講じます。また、町民等に周知徹底する必要があると認める場合には、適切な方法により周知徹底を図ります。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| □水防計画 | 災害対応マニュアル編 M3-11-01 |
| ◇水防に関する配備体制 | 資料編 S3-11-01-01 |
| ◇丸山ダム洪水調節のための放流時の体制 | 資料編 S3-11-01-02 |

第2項 出動要請

建設部長は、河川等が警戒水位に達したとき、または、気象注意報・洪水予報等によって消防団の出動が必要と判断される場合は、町本部長に報告するとともに、町本部を通じて消防団長に消防団の出動を要請します。

第3項 非常警戒

消防団員出動時、消防団長は、水防区域内の厳重な監視・警戒を実施し、被害箇所等、必要な箇所を中心として消防団員を巡回させるものとします。また、異常を発見したときは、建設部長、県支部土木班長と協議し、速やかに対策を講じます。

第4項 河川施設の応急復旧

河川、ダム、ため池等の管理者は、災害発生後、速やかに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めます。堤防施設等の被害を発見した場合は、被害状況に応じて土のう積みなどの適切な応急対策を講じます。

第12節 土砂災害対策（建設部、総務部）

第1項 大雨に伴う警戒

大雨警報発表後、大雨による土砂災害の発生の危険度がさらに高まった場合、岐阜県と岐阜地方気象台が共同して、岐阜県土砂災害警戒情報を発表します。土砂災害警戒情報が発表された場合、町は、防災行政無線等の方法により町民等に周知を図ります。

第2項 地震発生後の警戒

地震発生直後には、被害情報等と併せて、土砂災害の発生状況等の情報も収集します。がけ崩れ、地すべり等が発見された場合、拡大しないよう応急処置を施すとともに、拡大するおそれがある場合は、観測機器等を設置します。また、危険箇所に住する町民等に対しては警戒・避難の体制をとるよう通知するとともに、異常が見られた場合には、避難勧告を行います。

第13節 雪害対策

第1項 積雪観測所

八百津町役場ならびに福地出張所に積雪観測所を設け、観測された積雪量に応じて雪害対策を講じます。

- | | |
|-----------|---------------------|
| □雪害対策計画 | 災害対応マニュアル編 M3-13-01 |
| ◇指定積雪量観測点 | 資料編 S3-13-01-01 |

第2項 道路の除雪

町は、降雪時における交通の確保のため、管理道路の除雪を実施します。特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等は、県と連携の下、迅速・適切な対応に努めます。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◇降雪・除雪等に関する情報の連絡系統 | 資料編 S3-13-02-01 |
|--------------------|-----------------|

第3項 雪崩対策

基盤整備班は、雪崩の発生が予想される場合には、必要に応じて通行規制等の措置を講じるとともに、標示板旗等の標示によって雪崩の危険箇所であることを示します。併せて、町民に対する周知徹底を図ります。

第4項 孤立地域対策

町は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において町民の危険が予想される場合には、職員を派遣する等、その状況把握に努めます。

また、生活道路の確保を優先とし、順位をつけて、順に除雪を実施します。

第14節 県防災ヘリコプターの活用

災害が発生し、より迅速・確実な対応を必要とする場合、町は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターによる支援を要請します。

要請にあたっては、県に対して次の事項を明らかとします。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要事項

第15節 孤立地域対策

災害時に孤立状態が発生した場合、被害状態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で、応急対策を立案する必要があることから、災害応急対策を次の優先順位に従い進めます。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

第16節 災害救助法の適用

町は、災害により甚大な被害が発生し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために応急的な救助を必要とする場合、県に対して災害救助法の適用を要請します。

第17節 避難対策

第1項 高齢者等避難、避難指示

災害のために危険が急迫した場合、あるいは、人命の保護や災害の拡大防止等に必要と判断される場合、町長等は、危険区域に居住する町民等に対して、高齢者等避難の発令、避難指示、緊急安全確保を行います。また、危険の切迫性に応じて避難情報等の伝達文を工夫する等、町民の積極的な避難喚起に努めます。

災害対策本部の設置される八百津町防災センターにおいて災害等の状況の十分な把握ができない場合は、被災地近傍に設置する現地災害対策本部等で避難情報等の判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。また、県から提供される水害危険情報図等をもとに、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性のある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努めます。

避難情報等の伝達は、危険の切迫性に応じて、対象者を明確にする、避難情報等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるようにするなど、内容を工夫します。

また、町は、時期を失することなく避難情報等を発令するため、岐阜地方気象台や県に対して、避難情報等の対象地域、判断時期等について助言を求めます。

第2項 情報の収集・伝達・周知徹底

高齢者等避難の発令、避難指示、緊急安全確保を行う者は、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、町民等の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めます。

高齢者等避難を発令、または、避難指示、緊急安全確保を行った場合は、関係者の協力を得て、その地域内に居住する町民等に周知徹底を図ります。

避難は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことを周知します。

第3項 避難所の開設

避難所の開設及び被災者の収容・保護は、災害救助法に基づき、また、災害救助法が適用されない場合（適用されるまでの期間を含む）は、町が独自の応急対策を実施します。開設に当たっては、ライフラインの回復見込みや、道路の途絶による孤立の状況等も勘案して、適切な場所に開設します。また、要配慮者のための福祉避難所も新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、必要に応じて開設します。しかし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとします。

指定避難所の開設が決定された場合、町民部は、直ちに指定避難所を開設し、被災者を収容・保護します。災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、原則として、災害発生の日から7日間とします。

要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めます。

□避難所の開設	災害対応マニュアル編 M3-17-01
◇避難場所・避難所一覧	資料編 S2-16-04-01
◇避難所の開設場所	資料編 S3-17-03-02

第4項 指定避難所の運営体制

指定避難所を開設した場合、町本部は、各指定避難所に町民部員を派遣駐在させるとともに、無線（移動・半固定）を設置して、指定避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等に当たさせます。また、避難者の中から選ばれた世話人（若干名）は、駐在員の指示に従って指定避難所の運営に協力します。さらに、指定避難所運営への女性の参画の拡大や、八百津町女性防火クラブ、日本赤十字奉仕団、その他ボランティア団体、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力により、各指定避難所の運営、生活環境の保持が円滑に行われるように努めます。

併せて、指定避難所の収容者や、指定避難所では生活していないものの食料や水等を受取りに来ている被災者等に関する情報の早期把握に努めます。

◇避難所における措置	資料編 S3-17-04-01
------------	-----------------

第5項 良好な生活環境の確保

指定避難所における生活環境には常に注意を払い、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、良好なものとするよう努めます。また、避難が長期化した場合等、必要に応じてプライバシーの確保、入浴施設の設置、医師・看護師等の巡回、指定避難所の衛生状態の維持等に配慮します。なお、生活環境の確保にあたっては女性や子育て家庭のニーズ等にも十分留意します。また、外国人への対応についても十分配慮します。

第6項 指定避難所の早期解消

災害の規模や、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、旅館やホテル等への移動を促します。

また、災害規模によって避難の長期化等が予想される場合は、県との協力のもと、応急仮設住宅の迅速な提供、居住可能な町営住宅・民間賃貸住宅等のあっせん等により、避難者の健全な住生活の早期確保を図るとともに、指定避難所の早期解消に努めることを基本とします。

◇避難場所・避難所一覧

資料編 S2-16-04-01

第7項 町外への広域避難

災害の規模や、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から他市町村への避難や、他市町村の応急仮設住宅への入居が必要と判断される場合は、必要に応じて、県に広域避難収容に関する支援を要請します。

被災者の受け入れについては、県に調整・協議を要請します。ただし、県内の他市町村の場合は、必要に応じて、直接協議を行います。

第18節 食料・水・生活必需品の供給

以下の生活支援対策においては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への入居者、所在が把握できる広域避難者等にも支援が行われるよう努めます。特に、通信・交通の途絶によって孤立状態にある被災者については、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑供給に十分に配慮します。

第1項 食料供給活動

炊出し及び食品の支給は、給食センター班が中心となり、他の部や女性防火クラブ、日本赤十字奉仕団等の協力を得て実施します。ただし、小規模災害時や町の体制が整わない場合に地区単位で行う炊出しについては、その程度に応じて各地区で実施します。災害対策従事者等については、関係班が実施します。

□食料の供給

災害対応マニュアル編 M3-18-01

◇炊き出し可能施設

資料編 S3-18-01-01

◇炊出しの献立

資料編 S3-18-01-02

第2項 給水活動

飲料水の確保は、上下水道班が担当します。被災地において飲料水の確保が困難である場合は、被災地に近い水源地や給水栓から、給水車・容器等を利用して給水拠点等に運搬して供給します。飲料水は、避難所及び炊出し場所、病院（手術、入院施設のあるものは最優先）、断水地域の町民・施設の順に供給します。

□飲料水の供給	災害対応マニュアル編 M3-18-02
◇給水拠点所在地	資料編 S3-18-02-01
◇給水の優先順序	資料編 S3-18-02-02
◇災害救助法に基づく給水実施基準	資料編 S3-18-02-03

第3項 生活必需品供給活動

災害救助法が適用された場合、被災者が必要とする被服、寝具、その他生活必需品の確保・輸送は、原則として県本部が行います（非適用時は町本部にて実施）。各世帯への割当・支給は、町本部が実施します。町本部による割当・支給は、主として福祉班が担当し、必要な場合は他班からの職員の応援を得て実施します。

また、被災地で求められる生活必需品は、被災地の実情、季節、時間の経過等によって変化することに留意し、その調達・供給に努めます。

□生活必需品の供給	災害対応マニュアル編 M3-18-03
◇物資供給拠点	資料編 S3-18-03-01
◇物資供給対象者	資料編 S3-18-03-02

第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

第1項 在宅の要配慮者対策

災害発生時等には、関係機関の協力のもと、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、地図、警察（特に交番及び駐在所）の情報を利用する等して、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、救援・救護等、できる限りきめ細かな対策を講じます。

□要配慮者対策	災害対応マニュアル編 M3-19-01
◇在宅の要配慮者対策	資料編 S3-19-01-01

第2項 社会福祉施設における対策

災害の程度・種別等に応じて、予め避難場所を選定しておきます。また、予め定めた避難誘導方法等に従って、速やかに入所者の安全を確保します。避難に当たっては、施設関係者や施設近隣に居住する町民等の協力を求め、迅速な避難に努めます。施設・設備が被災した場合、町等の協力を受けて機能回復を図る一方、社会福祉施設の避難場所を早急に確保します。

第3項 外国人対策

災害時の外国人被災者の救助が必要な場合、県を通じて通訳ボランティアの派遣を要請します。また、テレビ、ラジオの外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達する等、外国人に対して、避難場所や物資支給等の必要な情報が正確かつ迅速に伝達されるように努めます。

第20節 帰宅困難者対策

町は、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行います。一時滞在施設の確保・運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮します。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促します。

町は、帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図るとともに、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。

第21節 応急住宅対策

第1項 建築物

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断した場合、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、県より建築技術者等の派遣などの支援を受けて、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施します。

□建築物等安全対策

災害対応マニュアル編 M3-21-01

第2項 宅地等

町は、宅地等の被害に関する情報に基づいて宅地危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、被災宅地危険度判定士の協力のもと危険度判定を実施します。

第3項 住宅対策

災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去をします。

また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるよう準備します。なお、応急仮設住宅等については、要配慮者に十分配慮して情報提供を行い、要配慮者に優先的な入居に努めます。

□応急住宅対策

災害対応マニュアル編 M3-21-02

◇住宅対策等の調査事項

資料編 S3-21-03-01

第4項 応急仮設住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な被災者に対し、災害救助法に基づいて応急仮設住宅を建設して提供します。

◇仮設住宅の建設と管理

資料編 S3-21-03-02

第5項 住宅の応急修理・障害物除去

町は、自己の資力では住宅の修理が困難な被災者に対し、災害救助法に基づいて当該住宅の応急修理を行います。また、自己の資力では、住宅周辺の障害物等の除去が困難なため日常生活において著しい妨げとなっている世帯に対しては、災害救助法に基づいて障害物の除去を行います。

◇障害物除去対象世帯

資料編 S3-21-03-03

第6項 応急住宅の管理

応急仮設住宅を設置する場合、女性をはじめとする生活者の意見の反映、要配慮者のニーズへの対応及び必要に応じて愛玩動物の受け入れにも配慮します。また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、心のケアによる孤独死や引きこもり等の防止、入居者によるコミュニティの形成・運営に努めます。加えて、孤独死の防止等のためのアフターケアに必要な入居者情報の第三者提供についても、事前に同意を得る等の配慮をします。

第22節 医療・救護活動

本部長は、災害救助法に基づき、また、災害救助法が適用されない場合（適用されるまでの期間を含む）は町独自の応急対策として、医療・助産を実施します。八百津町内の医療関係者によって医療班を編成し、健康増進班の要請に基づいて医療等に当たります。なお、医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは県支部保健班に派遣を要請します。

大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、医療関係機関また県の災害対策本部等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。

被災現地で医療等が必要な場合、健康増進班は、医療班を派遣します。医療班は、現地（避難所または災害現地）近辺の適切な施設を利用して、あるいは、天幕等により野外に現地救護所を開設して診療に当たります。なお、町の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当な場合、健康増進班は、その医療機関と協議して、平常時の取扱いに準じて医療等を行います。

医療を要する者を医療施設に収容する必要がある場合、医療班、医療機関または発見者は、健康増進班に通知・協議し、適切な医療収容施設（病院）に移送して医療を行います。患者の移送に当たって自動車、ヘリコプター等を必要とする場合は、町本部に車両等の確保を要請します。

移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合等、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な後方医療活動を要請します。また、広域後方医療施設への移送予想人数を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。

□医療・助産計画

災害対応マニュアル編 M3-22-01

◇医療班の編成

資料編 S3-22-01-01

第23節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

行方不明の状態にある者で周囲の状況から既に死亡していると推定される場合、その遺体の捜索は、町本部が関係機関と協力して実施します。

遺体を発見した場合、町本部は、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、その見分を待って必要に応じて処理を行います。また、町は、身元確認に必要な資料の提供等、県警察の見分に協力します。遺体の処理は、町本部が、医療班や医師の協力を得て実施します。遺体の安置場所は、民間葬儀場等に協力を要請します。

町本部において遺体の埋葬等を行う必要がある場合、福祉班が応急的な埋葬等を行います。埋葬は、必要に応じて直接火葬等に付したり、棺・骨つぼ等を遺族に支給したりする等の方法で実施します。

□遺体の保護・処理・埋葬	災害対応マニュアル編 M3-23-01
◇行方不明者の捜索の流れ	資料編 S3-23-01-01
◇埋葬の実施の留意点	資料編 S3-23-01-02

第24節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

被災地では、生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高くなります。そのため、多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速な災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防疫活動を実施します。

防疫活動は、健康増進班が県の指導・指示に基づき実施します。

□防疫・保健衛生対策	災害対応マニュアル編 M3-24-01
◇感染症予防委員の選任	資料編 S3-24-01-01
◇防疫班の編成	資料編 S3-24-01-02

第2項 食品衛生活動

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となり、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなります。そのため、給食センター一部は、炊き出し施設等に班員を派遣し、食中毒等の防止を図ります。食中毒症状を呈するものが発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせます。また、速やかに県への報告と原因究明の調査を行い、再発防止に努めます。

第25節 保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となります。そのため、災害により被害を受けている町民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、心身とも健康な生活が送れるよう支援します。

第26節 清掃活動

第1項 廃棄物

環境衛生班と委託ごみ収集業者により、廃棄物を処理します。廃棄物の収集は、委託業者所有車により、緊急清掃を要する地区から順次実施します。収集した廃棄物の処分は、原則として可茂衛生施設利用組合で実施しますが、最終処分場の不足も予想されることからリサイクル等によって減量化を行い、不燃性または焼却できない廃棄物は、埋立処分を行います。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めます。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、関係機関等と連携した体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行います。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制を構築します。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別、排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。

- | | |
|-------------|---------------------|
| □廃棄物・し尿処理対策 | 災害対応マニュアル編 M3-26-01 |
| ◇収集順序決定の留意点 | 資料編 S3-26-01-01 |
| ◇ごみの処分手順 | 資料編 S3-26-01-02 |

第2項 し尿処理

環境衛生班と委託尿汲取業者によって、し尿を収集・処理します。汲取収集は、許可業者が、緊急汲取りを要する地区から順次実施します。し尿処分は、原則として、可茂衛生施設利用組合のし尿処理場において実施します。

- | | |
|----------|-----------------|
| ◇し尿の汲取手順 | 資料編 S3-26-02-01 |
|----------|-----------------|

第27節 愛玩動物等の救援

町は、獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行います。

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を、避難所隣接地に設置するよう努めます。また、関係団体等と協力し、愛玩動物の適正な飼養の指導等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、町は、飼養者や関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。

□愛玩動物対策

災害対応マニュアル編 M3-27-01

第28節 災害義援金品の募集配分

地域における義援金品の募集・配分は、福祉班が中心になり、日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区、八百津町自治会長会、八百津町社会福祉協議会、八百津町民生児童委員会等の機関が共同・協力して実施します。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、可能な限り迅速な配分に努めます。特殊な災害等による募集・配分は、関係のある機関が単独または共同で実施します。

□義援金の募集・配分

災害対応マニュアル編 M3-28-01

◇義援金品の募集配分機関

資料編 S3-28-01-01

◇義援金品の募集・配分に関する事項

資料編 S3-28-01-02

第29節 産業応急対策

第1項 観光客等の応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設、運動施設及びレジャー施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握するとともに、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法に配慮します。

第2項 農作物の応急対策

町は、災害により農作物等に被害が生じた場合、県に被害状況を報告し、対策を講じます。

第3項 畜産の応急対策

町は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診察を受けることができないときに、県と協議し対策を検討します。

第4項 林地・林産物等の応急対策

町は、災害により林地等に被害が発生した場合、関係機関等と連携しながら、倒木対策や資材等の調達、苗木種子の確保などを行います。町での実施が困難な場合は、県に協力を要請します。

第5項 干害応急対策

町は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講じます。

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、県を通じて東海農政局が保有する農業用応急ポンプを要請するなど対策に当たります。

第30節 公共施設の応急対策

町は、災害発生後、必要に応じて、防災活動拠点となる公共施設や避難場所の指定施設等を中心として、「被災建築物応急危険度判定士」などによる公共建築物の緊急点検・巡視等を実施し、被災状況等を把握するとともに、応急復旧によってできる限り機能確保に努めます。

□その他公共施設等対策

災害対応マニュアル編 M3-30-01

◇施設機能の応急対策

資料編 S3-30-01-01

第31節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電気、ガス等のライフライン施設に被害が発生すると、被災者の生活が大きく混乱するだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障が生じる可能性があります。そのため、町及び事業者は、相互に連携して広域的な支援体制を整備します。また、復旧予定時期の目安等の情報提供を行うとともに、防災関係機関、医療機関等から優先的に復旧します。

第1項 上水道施設

上水道施設が被災し、飲用水の供給が必要になったときは、隣接水道からの給水、給水車による給水等の方法により適宜の給水に努めます。また、水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成します。

□ライフライン施設の応急対策

災害対応マニュアル編 M3-31-01

◇応急復旧の目標期間の設定

資料編 S3-31-01-01

第2項 下水道施設

施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、当初は被害拡大・二次災害防止の観点から、次には暫定機能の確保という観点から応急対策を実施します。復旧は、主要幹線から優先的に実施します。

◇下水道施設の災害応急対策

資料編 S3-31-02-01

第3項 電力施設（中部電力株式会社）

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等により、被害状況の早期収集に努めるとともに、早期復旧を目指します。また、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めます。被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等については、報道機関や広報車などを通じて利用者に周知します。なお、災害時も原則として可能な限り送電を継続しますが、二次災害防止等の理由により、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講じます。町及び防災関係機関は必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努めます。

また、町とホットラインを通じ、迅速な連携を図ります。

第3.2節 文教災害対策

第1項 文教施設等の応急対策

学校、社会教育施設等の文教施設が被害を受け、教育活動や業務運営に支障が生じた場合、あるいは、被災施設を放置すると被害が拡大する可能性がある場合は、関係機関と速やかに連絡・協議を行い、維持・保全、教育活動等の実施の視点から必要な範囲において応急復旧を行います。また、施設の経営者・管理者は、浸水等の被害を受けた場合には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとします。

□町立学校関係の対策

災害対応マニュアル編 M3-32-01

□学校保健の対策

災害対応マニュアル編 M3-32-02

◇授業実施のための校舎等施設の確保

資料編 S3-32-01-01

◇校舎等施設確保のための応援要請事項

資料編 S3-32-01-02

第2項 応急教育

災害に伴う被害によって教育活動等が実施できない場合、休校等の措置を講じます。ただし、正規の教育活動等が困難な場合でも、できる限り速やかに応急教育の実施に努めます。また、応急教育等を実施する場合、給食もできる限り実施するように努めます。

第3項 児童・生徒の安全確保・保護

災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがある場合、各学校長は、迅速に児童・生徒を避難させる等、災害の状況に応じた安全措置や救急処置を行います。また、災害時には児童・生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれがある場合、臨時に児童、生徒、幼児の健康診断を行う等、患者の早期発見と早期処置に努めます。

◇防疫実施時の留意点

資料編 S3-32-03-01

第4項 文化財

文化財等に被害が発生した場合、管理者は、教育部生涯学習班を通じて県本部教育部に被害状況を報告します。被災文化財については、その所有者・管理者に対し、文化財的価値を可及的に維持できるよう、町教育委員会委員等の意見を参考にし、対策を指示・指導します。

□文化財・その他文教関係の対策

災害対応マニュアル編 M3-32-03

◇指定文化財一覧

資料編 S3-32-04-01

第5項 学用品

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時には、福祉班の要請に基づいて学校教育班と各学校班が分担して実施します。災害救助法が適用されない災害時の教科書のあっせんは、学校教育班または各学校班が実施します。

□学用品の支給

災害対応マニュアル編 M3-32-04

◇災害救助法による学用品支給条件

資料編 S3-32-05-01

◇確保すべき学用品

資料編 S3-32-05-02

第33節 その他災害対策

第1項 航空災害

町は、航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じます。

第2項 道路災害

災害によって道路に被害が生じ、交通に支障が生じた場合、町及び道路管理者は、速やかに応急復旧作業を実施します。また、路上の障害物の除去が必要な場合は、警察機関、消防

機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施します。

第3項 放射性物質災害

岐阜県内で原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号）（以下、原災法という）の規定に該当する事故が発生した場合、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合等は、速やかに初動対応を行うとともに、人命の保護を最優先とした対策を実施します。

（1）体制の確立

町は、県内において原子力災害に関わる事故・事象等の発生通報を受けた場合、災害警戒本部を設置し、事故対策のための必要な体制を速やかに確立します。また、岐阜県内で原災法の規定に該当する事故が発生した場合、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合等は、災害対策本部を設置します。併せて、国、県、関係機関等との緊密な連絡体制を確立するとともに、町内における事故等の場合は、県と協力して、状況把握に努めます。

（2）町民等の避難誘導

町は、県内において原子力災害に関わる事故・事象等が発生した場合等、国の指示・助言または独自の判断により、町民等に対して、屋内退避または避難のための立ち退きの勧告・指示を行います。避難誘導に当たっては、県との協力のもと、避難やスクリーニング場所（町民、車両、携行品等の放射線量測定場所）の所在、災害の概要、その他の避難に役立つ情報を町民等に提供します。

（3）原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）を行います。また、子ども等をはじめとする健康管理調査等の実施、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下での汚染廃棄物の処理や除染等を推進します。

（4）医療措置

町は、県が実施する緊急時の町民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療に協力します。

（5）町民等への的確な情報伝達

町は、町民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達します。また、広報活動にあたっては、放射線による影響が五感に感じられないといった原子力災害の特殊性を十分に勘案します。情報提供にあたっては、国や県との連携のもと、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にします。合わせて、町民等からの問合せや要望等に適切

第3章 災害警戒・対策

に対応できる体制を整備します。

第4項 危険物等災害

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏洩・流出、火災、爆発等による災害が発生した場合、町は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、災害の拡大防止と被害の軽減を図ります。

町は、県と連携し、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングに加えて、町民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じます。

町は、関係機関と協力し、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しながら、必要な場合には、避難措置を講じます。

第5項 林野火災

町は、火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じます。

第6項 大規模な火事災害

町は、大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じます。

第7項 防犯対策（防災安全部、加茂警察署）

町は、警察機関と協力し、早期に警備体制を確立して、被災地及びその周辺における警戒警備の強化や不法事案等の予防・取締り等の徹底を図るとともに、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者・加害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図ります。また、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導・支援に努めるほか、警備業者に対しても防犯活動の強化を要請します。

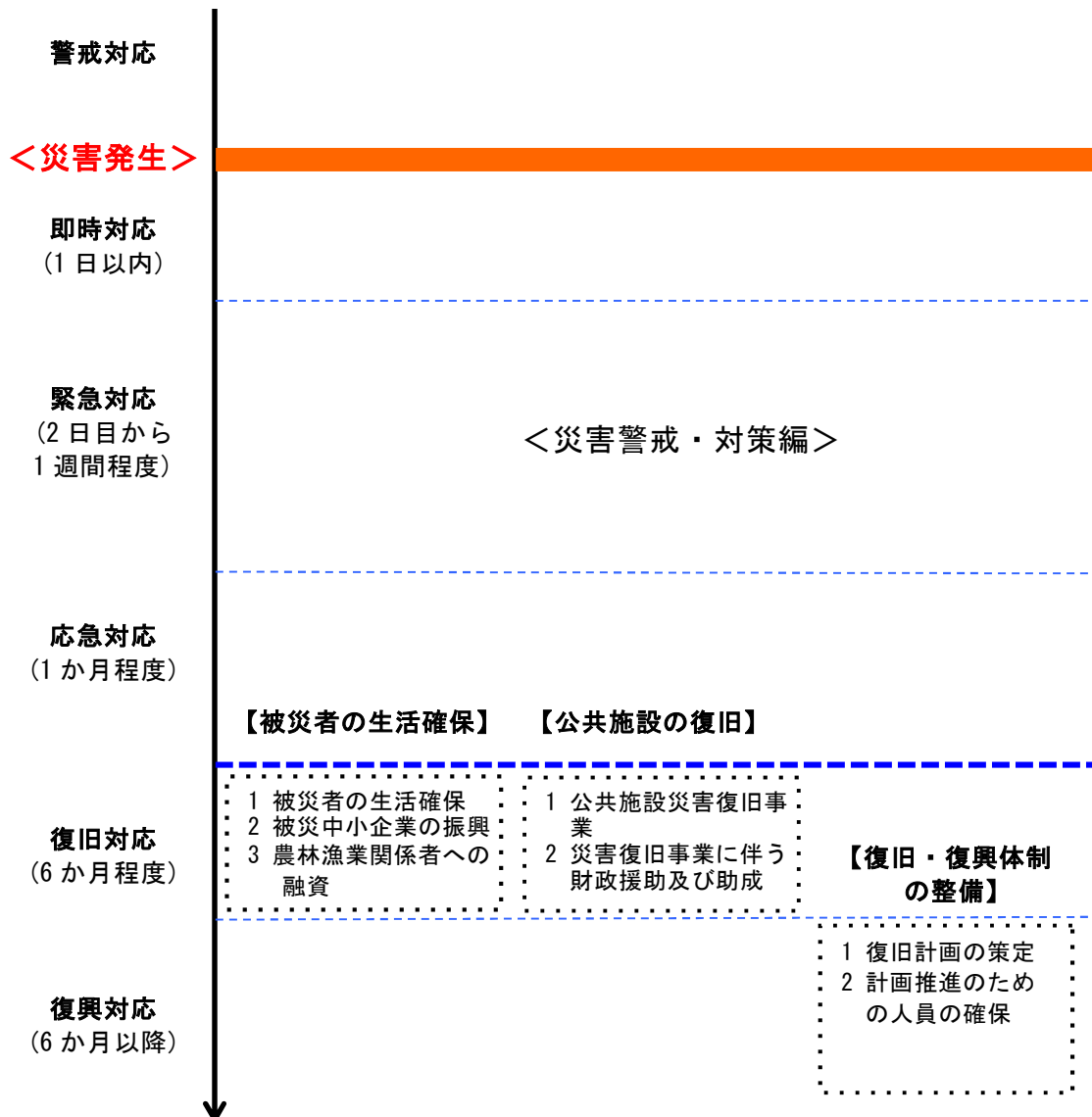
第4章 災害復旧・復興

<災害復旧・復興の考え方>

社会・経済活動の早期回復とともに、被災者の生活安定や不安解消を図るため、計画的な復旧を進めたり、生活全般にわたるきめ細やかな支援を行ったりします。

復旧・復興計画の策定に当たっては、町民等の意向に十分配慮するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に努めます。また、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織への女性の参画を促進します。障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も、併せて進めます。

災害復旧・復興対策の時期と内容



第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 復旧計画の策定

町は、被災の状況や地域特性、関係公共施設管理者等の意向を勘案し、復旧計画を作成する必要があると判断した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討して、町民等の意向を踏まえながら速やかに計画を策定します。併せて、計画推進のための体制を整備するとともに、町民等に計画内容の周知を図ります。

被災した学校の復興を行う場合は、学校の復興とまちづくりを連携させ、安心・安全な立地場所の確保、施設の防災対策の強化、地域コミュニティの拠点形成を図ります。

なお、復旧・復興事業の実施に当たっては、県警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に務めます。

第2項 計画推進のための人員の確保

災害復旧・復興対策を推進するためには、膨大な業務を長期間にわたって処理して行く必要があります。対策推進のための職員等が不足する場合は、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に協力を求めます。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めます。

第2節 公共施設災害復旧事業

道路、橋梁、河川、上下水道等の公共施設の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努め、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援に寄与します。復旧に当たっては、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、被災施設の原形復旧とともに、災害による再度の被災を防止するために必要な施設の新設・改良等を行います。

なお、復旧事業の実施に当たっては、県警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に務めます。

公共施設・公共事業等の災害復旧

災害対応マニュアル編 M4-02-01

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第1項 公共土木施設の復旧

公共土木施設の管理者は、災害によって被災した施設の速やかな原形復旧を図ります。河川・道路・下水道等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設となっており、一定の要件を満たす災害復旧事業は国の負担となります。

第2項 激甚災害に関する対応計画

甚大かつ広範囲に及ぶ被害からの早急な復旧には国の多方面の支援が必要です。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和31年法律第150号）に基づく激甚災害の早期指定に向け、町は、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行うとともに、被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力します。

◇激甚災害に係る財政援助措置 資料編 S4-3-02-01

第4節 被災者の生活確保

第1項 生活支援（総務部、町民部、健康福祉部、教育部）

（1）生活相談、職業斡旋

被災者のための相談窓口を設けて苦情や要望事項を聞き取り、その解決を図ります。また、被災者への職業斡旋については、県に対する要請措置等、必要な計画を策定するとともに、即効性のある臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ、被災者の働く場の確保に努めます。他市町村に避難した被災者に対しても、避難先の都道府県や市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供します。

□生活支援 災害対応マニュアル編 M4-04-01

（2）災害弔慰金、災害障害見舞金

町は、災害によって死亡した町民の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対しては災害障害見舞金を支給します。

（3）被災者生活再建支援法の適用

町は、住宅被害の認定を行って、被災者への支援金の支給申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行います。

(4) 被災者生活支援

町は、八百津町災害見舞金等支給要綱、八百津町被災者生活・住宅再建支援金事業要綱に基づき、被災者への支援金を支給します。

- 災害援護資金貸与 災害対応マニュアル編 M4-04-02
- ◇災害援護資金の貸付対象・内容・条件 資料編 S4-4-01-01
- ◇生活福祉資金の貸付対象・内容・条件 資料編 S4-4-01-02
- ◇母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件 資料編 S4-4-01-03

(5) 租税の徴収猶予・減免

被災者に対する町税の徴収猶予や減免等、納税緩和措置を実施します。

(6) 障がい者、児童にかかわる対策

町は、一般の要配慮者対策等に加えて、障がい者に配慮した対策も実施します。また、要保護児童の発見に努めて適切な対策を講じるほか、子どものメンタルヘルスにも十分配慮します。

(7) 原子力災害時の除染作業への協力

町は、国、県、原子力事業者、その他関係機関に協力し、放射性物質による環境汚染に適切に対処します。

第2項 罹災証明書の交付

町は、必要に応じて県の支援を受けて、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付します。

- 罹災証明書の発行等 災害対応マニュアル編 M4-04-03
- ◇救助の報告を要する事項・内訳 資料編 S4-4-02-01
- ◇災害救助法適用基準 資料編 S4-4-02-02

第3項 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行います。

第4項 住宅復旧（建設部、健康福祉部）

（1）応急仮設住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な被災者に対し、災害救助法に基づいて応急仮設住宅を建設して提供します。

（2）住宅の応急修理・障害物除去

町は、自己の資力では住宅の修理が困難な被災者に対し、災害救助法に基づいて当該住宅の応急修理を行います。また、自己の資力では、住宅周辺の障害物等の除去が困難なため日常生活において著しい妨げとなっている世帯に対しては、災害救助法に基づいて障害物の除去を行います。

第5節 被災中小企業の振興

町及びその他の関係機関は、被災した中小企業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被害の規模に応じて必要な措置を講じます。また、被災した中小企業者の利便を図るため、相談窓口の開設、チラシ・パンフレット等の作成配布、広報等を行います。

□被災中小企業の振興・農林漁業関係者への融資 災害対応マニュアル編 M4-05-01

◇被災中小企業の自立支援対策 資料編 S4-5-01-01

第6節 農林漁業関係者への融資

（1）農林漁業関係者への融資

町及びその他の関係機関は、被災した農林業者の施設の復旧や経営の安定を図るため、災害の規模に応じて、日本政策金融公庫による融資等の必要な措置を講じるとともに、被災者の利便を図るため、相談窓口の開設、チラシ・パンフレット等の作成配布、広報等を行います。

◇農業関係資金 資料編 S4-6-01-01

◇林業関係資金 資料編 S4-6-01-02

（2）原子力災害時の風評被害等の影響の軽減

町は、国や県と協力して正確な情報の提供に務め、科学的根拠に基づいて、観光業や農林水産業、地場産業等への影響の軽減に尽力します。